

## 平成28年広川町議会第1回定例会会議録

1. 招集年月日 平成28年3月3日
2. 招集場所 広川町議会議事堂
3. 開 会 平成28年3月7日（午前9時30分）
4. 応招議員

議長	野村泰也	7番	梅本哲
1番	中尾千枝	8番	神山章憲
2番	丸山修二	9番	稲員信幸
3番	川島忠孝	10番	野田成幸
4番	光益良洋	11番	佐々木四十臣
5番	池尻浩一	12番	江藤龍彦
6番	原野利男		

5. 不応招議員

なし

6. 出席議員

応招議員に同じ

7. 欠席議員

不応招議員に同じ

8. 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席をした者の氏名

町長	渡邊元喜	住民課長	藤島達也
副町長	飯田潤一郎	福祉課長	坂本幸枝
教育長	吉住政子	建設課長	竹下勝博
会計管理者兼 税務課長	山下壽弘	産業振興課長兼 農業委員会事務局長	酒井和哉
総務課長兼 選挙管理委員会書記長	藤島弘義	環境衛生課長	野田稔
政策調整課長	丸山信夫	教育委員会事務局次長	山下俊子
協働推進課長	丸山英明		

9. 本会に職務のため出席した者の氏名

議会事務局長	栗原福裕	書記	萩尾勝昭
書記	井上俊明		

10. 議事日程

- 日程第1 承認第1号 町長の専決処分事項の承認について
- 日程第2 報告第1号 損害賠償額決定に係る専決処分の報告について
- 日程第3 議案第1号 町道路線の認定について
- 日程第4 議案第2号 町道路線の認定について
- 日程第5 議案第3号 広川町防災行政無線（同報系）デジタル化工事に係る契約の締結について
- 日程第6 議案第4号 広川町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例及び広川町教育委員会教育長の給与及び勤務時間に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第5号 広川町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第6号 広川町の職員等の旅費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第7号 広川町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

- の制定について
- 日程第10 議案第8号 広川町一般職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の制定について
- 日程第11 議案第9号 広川町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第10号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第11号 広川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第12号 広川町人口減少地域定住促進強化条例の制定について
- 日程第15 議案第13号 広川町行政不服審査会条例の制定について
- 日程第16 議案第14号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第17 議案第15号 広川町乳幼児等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議案第16号 広川町団体営土地改良事業分担金徴収条例を廃止する条例の制定について
- 日程第19 議案第17号 広川町町営土地改良事業経費の賦課徴収に関する条例を廃止する条例の制定について
- 日程第20 議案第18号 指定管理者の指定について（広川町産業展示会館）
- 日程第21 議案第19号 指定管理者の指定について（広川町保健・福祉センター）
- 日程第22 議案第20号 平成27年度広川町一般会計補正予算（第4号）について
- 日程第23 議案第21号 平成27年度広川町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第24 議案第22号 平成27年度広川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第25 議案第23号 平成27年度広川町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第26 議案第24号 平成27年度広川町水道事業会計補正予算（第3号）について

---

午前9時30分 開議

○議長（野村泰也）

おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付しております議事日程第3号のとおりであります。

日程第1 承認第1号

○議長（野村泰也）

日程第1. 承認第1号 町長の専決処分事項の承認についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（渡邊元喜）

おはようございます。承認第1号 町長の専決処分事項の承認について。次の事項について、平成27年12月28日付で専決処分したので報告し、承認をお願いするものでございます。

提案理由。地方税法等の改正に伴い、地方自治法第179条第1項の規定により本条例の改正について専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認をお願いするものでございます。

専決第4号、専決処分書。地方自治法第179条第1項の規定により、広川町町税等の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分する。平成27年12月28日、広川町長渡邊元喜。

専決理由でございます。地方税法の一部を改正する法律等の制定に伴う広川町町税条例の一部改正について、特に緊急を要するが議会を招集する時間的余裕がないので、専決処分するものであります。

内容については、税務課長をして説明をいたします。よろしく願いいたします。

○議長（野村泰也）

税務課長。

○税務課長（山下壽弘）

改めまして、おはようございます。専決処分について、内容の説明をさせていただきます。

議案書3ページをお願い申し上げます。

本条例の改正につきましては、番号制の施行に伴う条例改正でございます。

4 ページ目の改正する条例の概要とあわせて説明をさせていただきますので、改正の条文ごとに説明をさせていただきます。大変御迷惑をかけますが、よろしく願いをしておきます。

広川町町税条例等の一部を改正する条例。

まず最初に、広川町町税条例等の一部を改正する条例の一部改正について説明をさせていただきます。

「第 1 条のうち広川町町税条例第 2 条第 3 号及び第 4 号の改正規定を削り、」とあります分につきましては、4 ページの一番最初に記載をしております第 2 条の用語について改正を行うものでございます。

内容につきましては、納付書及び納入書に法人番号を記載するように改正をしておりましたけれども、記載が不要になったために削るものでございます。

次に、「同条例第36条の 2 第 9 項の改正規定中「法人番号」の次に「（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第 2 条第15 項に規定する法人番号をいう。以下町民税について同じ。）」を加え、」とある分につきましては、概要書 4 ページの第36条の 2、町民税の申告に伴うものでございまして、法人町民税の申告書に番号法による法人番号との記載を追加するものでございます。

次に、「同条例第51条第 2 項各号の改正規定中「同項中第 2 号」を「第 2 号」に、「第 1 号として」を「同号の前に」に、「又は名称及び住所若しくは居所又は事務所又は事業所の所在地及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。）又は法人番号」を「及び住所又は居所（法人にあっては、名称、事務所又は事業所の所在地及び法人番号）」に改め、」につきましては、第51条で町民税の減免に対する条文でございまして、減免申請書に個人番号の記載をするよう改正しておりましたけれども、記載が不要になったために、住所又は居所に改めるものでございます。

次に、「同条第63条の 2 第 1 項第 1 号の改正規定中「）又は法人番号」の次に「（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。）」を加え、」の部分につきましては、第63条の 2 の条文の改正でございまして、所有家屋に係る補正の申出書に番号法による法人番号との記載を追加するものでございます。

次に、「同条第89条第 2 項第 2 号の改正規定中「いう。」の次に「以下この号及び」を、

「)又は法人番号」の次に「(同法第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)」を加え、」の部分につきましては、軽自動車税の減免に対する条文でございまして、減免申請書に番号法による法人番号との記載を加えるものでございます。

次に、「同条例第139条の3第2項第1号の改正規定中「個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。)又は」を削り、「法人番号」の次に「(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)」を加え、」の部分につきましては、特別土地保有税の減免に対する条文でございまして、減免申請書に個人番号の記載をするように改正を行っておりましたが、記載が不要になったため削り、番号法による法人番号との記載を追加するものでございます。

次に、「同条例第149条第1項の改正規定中「いう。」の次に「以下この号において同じ。」を、「)又は法人番号」の次に「(同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)」を加え、」につきましては、第149条の条文につきましては、入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告書に係る条文でございまして、申請書に番号法による法人番号の記載を追加するものでございます。

次に、「附則第1条第4号中「第2条第3号及び第4号、」を削る。」とある条文につきましては、最初に説明いたしました、法人に納付書・納入書に法人番号を記載するように改正しておったわけですが、記載が不要になったために削るものでございます。

次に、広川町町税条例等の一部改正について説明をさせていただきます。

「第2条 広川町町税条例(昭和30年条例第20号)の一部を次のように改正する。附則第10条の2第12項中「3分の1」を「3分の2」に改める。」これにつきましては、新築されたサービスつきの高齢者向け住宅に対する固定資産の減額の割合を3分の1から3分の2に改めるものでございます。広川町で、この施設に該当する部分につきましては、舞風台の一部の施設1件となっておりますのでございます。

「附則 この条例は平成28年1月1日から施行する。」この施行する部分につきましては、町税条例等の一部を改正する条例の一部改正について上段で説明した部分に該当するものでございます。

「ただし、第2条の改正規定は平成27年4月1日から適用する。」につきましては、下段

で説明いたしました広川町町税条例の一部改正について該当するものでございます。

内容については以上でございます。よろしく願いをいたします。

**○議長（野村泰也）**

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（野村泰也）**

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（野村泰也）**

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから、承認第1号 町長の専決処分事項の承認についてを採決します。

原案のとおり承認することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（野村泰也）**

異議なしと認めます。よって、承認第1号は原案のとおり承認することに決定しました。

**日程第2 報告第1号**

**○議長（野村泰也）**

日程第2. 報告第1号 損害賠償額決定に係る専決処分の報告についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

**○町長（渡邊元喜）**

報告第1号 損害賠償額決定に係る専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

専決第3号、委任専決処分書。地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分する。

損害賠償の額の決定について。次のとおり法律上町の義務に属する物損事故による損害賠償の額を決定する。

1つ、損害賠償額、43,360円。

2つ、相手方、八女市在住の方。

3つ、事故の概要、事故発生日、平成27年11月16日。事故発生場所、広川町大字新代659-3地先。事故状況、町管理の舗装された町道川瀬迎田線の道路両端部が下がっていたことにより運転席から見て右側バンパーを破損したものでございます。

内容につきましては、建設課長をして説明をいたします。よろしくお願いいたします。

**○議長（野村泰也）**

建設課長。

**○建設課長（竹下勝博）**

報告第1号について説明いたします。

裏面の専決処分書を御参照ください。

本件は、通行中の車両のバンパーが道路中央部に接触し破損したことによるものでございます。

事故発生日は町長により報告があったとおりでございまして、八女市在住の方が運転する軽乗用車がドラッグストアコスモス広川店舗の北側に位置する町道迎田線を国道3号に向かって走行していたときに、舗装道路の両端部が下がっていたことに気づかずに、右側タイヤが道路中央部から右端の下がった箇所に落ち、バンパー右側が破損したものです。

その対処方法としては、町が加入しております全国町村会総合賠償補償保険により修理費を損害賠償することで相手方と協議成立し、損害賠償額43,360円につきましては、保険会社が認定した過失割合に基づくものでございまして、道路管理者の責任40%、運転者の安全運転の義務責任60%として示談した額でございます。

以上、報告いたします。

**○議長（野村泰也）**

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手をお願いいたします。12番江藤龍彦君。

**○12番（江藤龍彦）**

ちょっと今の説明では事故の場所とか状況とかが具体的にはよく見えないんですけども、この箇所については、建設課はもう気づいてあったのかどうか。町内で町道、物すごい延長になるわけですから、こういう状況がほかにももしあるとすれば、これは問題で、巡回など

してそういう道路の状況をしっかりとつかんであるかどうか、そういうことを伺います。

○議長（野村泰也）

建設課長。

○建設課長（竹下勝博）

おっしゃいますように、町内パトロールは休日前には定期的にパトロールしております。一応、全町一度に回ることはできませんので、校区割で回っておりますが、ただ、この分については、そういうふうな事故が発生する想定はしていなかったというのがございます。

ただ、今、現状として若干下がりつつありますので、そして、路面も相当傷んできておりますので、新年度に状況を見ながら舗装修繕をするようなことになろうかと思っておりますけど、相手方の車については、9センチという一つのぎりぎりの車高高ということで、車検には通るよというふうな主張をされたぐらい、ぎりぎりの高さのものでございまして、一般の乗用車等についてのそういうふうな破損事故は想定されなかった状況でございます。

○議長（野村泰也）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

報告第1号 損害賠償額決定に係る専決処分の報告については、報告のみととどめます。

### 日程第3 議案第1号

○議長（野村泰也）

日程第3. 議案第1号 町道路線の認定についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（渡邊元喜）

議案第1号 町道路線の認定について。次のように町道路線を認定するものとする。

路線番号597、路線名第六唐ノ尾線、起点、広川町大字新代字唐ノ尾1444番7地先、終点、広川町大字新代字唐ノ尾1447番10地先、主な経過地、唐ノ尾、号級2。

理由でございますが、第六唐ノ尾線を道路改修事業で拡幅整備し、町道として管理したいので、道路法第8条第1項の規定に基づき、町道路線を認定するに当たり同条第2項の規定により町議会の議決をお願いするものでございます。

内容につきましては建設課長をして説明をいたします。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（野村泰也）

建設課長。

○建設課長（竹下勝博）

議案第1号について説明いたします。

裏面8ページに位置図がございます。

本路線に関しましては、平成14年12月の三瀨上陽線バイパス用地交渉において、地権者の要望により協議を行っていたものであり、接続します第四唐ノ尾線の整備が進捗したため、当時の町の方針決定どおりに履行するもので、次年度より道路改修事業にて着手予定でございます。

第四唐ノ尾線との接地点を起点に、終点も同じ第四唐ノ尾線との設置点とした区間延長123メートル、幅員4メートルにて整備するものでありまして、路線番号597号、路線名、第六唐ノ尾線として認定することについてお願いするものでございます。

以上でございます。

○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので質疑を行います。質疑のある方の挙手をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終わり、終結いたします。

これから、議案第1号 町道路線の認定について討論を行います。討論のある方の挙手をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから、議案第1号 町道路線の認定についてを採決します。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

#### 日程第4 議案第2号

##### ○議長（野村泰也）

日程第4. 議案第2号 町道路線の認定についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

##### ○町長（渡邊元喜）

議案第2号 町道路線の認定について。次のように町道路線を認定するものとする。

路線番号598、路線名、下ドウメキ線、起点、広川町大字新代字南屋敷2045番地先、終点、広川町大字久泉下ドウメキ460番地先、主な経過地、下ドウメキ、号級2。

理由でございますが、狹隘道路整備等促進事業により拡幅整備し、町道として管理したいので、道路法第8条第1項の規定に基づき、町道路線を認定するに当たり同条第2項の規定により町議会の議決をお願いするものでございます。

内容につきましては、建設課長をして説明をいたします。どうぞよろしくお願ひいたします。

##### ○議長（野村泰也）

建設課長。

##### ○建設課長（竹下勝博）

議案第2号について説明いたします。

裏面10ページに位置図がございます。

本路線は、古賀区からの拡幅申請によりまして、集落内の里道について、起点側より南北の70メートルを狭あい道路整備等促進事業にて次年度より着手予定でございます。

なお、東西の終点側については、土地改良事業により整備済みであります。

今回、1路線としまして、久泉線との設置点を起点に、終点は久泉野間線との設置点とした区間延長131メートル、幅員4メートルにつきまして、路線番号598号、路線名、下ドウメキ線として認定することについてお願いするものでございます。

よろしくお願ひいたします。

##### ○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

##### ○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから、議案第2号 町道路線の認定について討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから、議案第2号 町道路線の認定についてを採決します。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

#### 日程第5 議案第3号

○議長（野村泰也）

日程第5. 議案第3号 広川町防災行政無線（同報系）デジタル化工事に係る契約の締結についてを議題とします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（渡邊元喜）

議案第3号 広川町防災行政無線（同報系）デジタル化工事に係る契約の締結について、広川町防災行政無線デジタル化工事について、次のように契約を締結するものとする。平成28年3月3日提出、広川町長渡邊元喜。

1つ、事業名、広川町防災行政無線（同報系）デジタル化整備工事。

2つ目、契約額、268,704千円。

契約の相手方、福岡市南区那の川1丁目23番35号、株式会社九電工代表取締役社長、西村松次。

提案理由、広川町防災行政無線デジタル化工事のため、指名競争入札により契約者を定めたが、その者と工事請負契約を締結するに当たり、広川町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、町議会の議決をお願いするものでございます。

どうぞよろしくお願いたします。

○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから、議案第3号 広川町防災行政無線（同報系）デジタル化工事に係る契約の締結についてを採決します。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

**日程第6 議案第4号**

○議長（野村泰也）

日程第6. 議案第4号 広川町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例及び広川町教育委員会教育長の給与及び勤務時間に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（渡邊元喜）

議案第4号 広川町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例及び広川町教育委員会教育長の給与及び勤務時間に関する条例の一部を改正する条例の制定についてをお願いいたします。

提案理由でございますが、町財政事情を考慮し、特別職給与の減額を行うため、本条例を一部改正するものでございます。

内容につきましては、政策調整課長をして説明をいたします。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（野村泰也）

政策調整課長。

○政策調整課長（丸山信夫）

議案第4号について説明いたします。

13ページをごらんください。

まず、広川町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正でございます。

附則に第21項を加え、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間、規定による給料月額から町長は100分の10を減額した額、副町長は100分の5を減額した額を支給するものがあります。ただし、期末手当の算定の給与月額は規定の額によるものでございます。

次に、広川町教育委員会教育長の給与及び勤務時間に関する条例の一部改正でございます。

附則に18項を加え、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間、規定の給料月額から100分の5を減額した額を支給するものであります。ただし、期末手当の算定の給料月額は規定の額によるものでございます。

この条例は、平成28年4月1日から施行するものでございます。

以上、説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑のある方の挙手を願います。12番江藤龍彦君。

○12番（江藤龍彦）

1つは、この減額の、何年ぐらい前から、ずっと同じような対応をしてあると思いますけど、いつぐらいから始まったですかね。それと、参考のために、近隣でこういう措置がなされてあるところ、つかんであれば、そこも教えていただきたいと思います。

○政策調整課長（丸山信夫）

済みません、条例を持ってきておりませんので、何年かというのは、ここではお答えできませんけれども、少なくとも十数年前からでございます。

それと、近隣につきましても、資料がございませんので、後でお答えさせていただきます。

以上でございます。

○議長（野村泰也）

12番江藤龍彦君。

○12番（江藤龍彦）

相当の期間続いておるといことですが、以前、もう給料表を改正したほうがいいんじゃないかというふうに言ったことありますけど、今回の措置も、やっぱりそういうふうにはならないということですか。

○議長（野村泰也）

町長。

○町長（渡邊元喜）

なりません。町長が変わったら、その方がどう考えるかということですから、私が次の町長さん、副町長さん、教育長さんの分まで減額ということをやっておくわけには参りませんので、変わりません。

○議長（野村泰也）

ほかにはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第4号 広川町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例及び広川町教育委員会教育長の給与及び勤務時間に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第5号

○議長（野村泰也）

日程第7. 議案第5号 広川町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につ

いてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

**○町長（渡邊元喜）**

議案第5号 広川町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提案する。

提案理由でございますが、人事院勧告に基づいた一般職給与等の改定、地方公務員法の一部改正に伴う改正、その他手当を国の制度に準拠するために、本条例を一部改正するものでございます。

内容につきましては、政策調整課長をして説明いたします。どうぞよろしく願いいたします。

**○議長（野村泰也）**

政策調整課長。

**○政策調整課長（丸山信夫）**

議案第5号について説明いたします。

改正の内容は、人事院勧告に基づく職員給与の総合的見直し、勤勉手当の0.1月分の増額、給料表の改正及び6級制の等級別基準職務表と管理職手当の定額制及び増額。管理職特別勤務手当の増額と運用基準の改正。住居手当のうち、新築持ち家に関する手当の廃止でございます。

20ページの新旧対照表をごらんください。

まず第1条関係です。

第1条関係は、平成27年4月1日からさかのぼって適用するものでございます。

第6条は給料表に関する条項で、27年、人事院勧告に基づく行政職給料表の改正と現業職場の民間委託に伴い、使用していない労務職給料表を削除するものでございます。

なお、行政職給料表は、昨年3月議会で説明しました6級制導入により、給料表のうち7級部分を削除しております。

第22条は勤勉手当に関する条項で、第2項第1号は、12月に支給する勤勉手当の支給割合を「100分の75」を「100分の85」に改めるもので、0.1月分を増額するものでございます。

同条第2号は、再任用職員に12月に支給する勤勉手当の支給割合を「100分の35」を「100分の40」に改めるもので、0.05月分を増額するものでございます。

21ページをお願いいたします。

次に、第2条関係です。

第2条関係は、平成28年4月1日から適用するものでございます。

第6条は給料表に関する条項で、規則で定めていた等級別基準職務表を地方公務員法の改正により条例で定めることとなるため、第6条の2に規定するもので、17ページをお願いいたします。上段の別表第2に規定をしております。

21ページにお戻りください。

第12条の3は住居手当に関する条項で、第1項第2号及び第2項第2号は、新築持ち家手当を国の制度にあわせ廃止するものでございます。

22ページをお願いいたします。

第20条の2は管理職手当に関する条項で、管理職手当の定額制とするもので、現行の給料月額に100分の8以内を乗じて得た額を、17ページをお願いいたします。下段の別表第3に改め、課長、次長、局長50千円、参事30千円とするものでございます。

22ページにお戻りください。

第20条の3は管理職員特別勤務手当に関する条項で、第2項で災害への対処その他の臨時または緊急の必要により午前零時から午前5時までの間にあって、正規の勤務時間以外に勤務した場合、支給することを追加して規定しております。

第3項は管理職員特別勤務手当の額で、人事院勧告に基づき、「4,000円」を「6,000円」に改正するものでございます。

第21条の3は期末手当に関する条項で、行政不服審査法の改正によるものでございます。

23ページをお願いいたします。

第22条は勤勉手当に関する条項で、第2項第1号は、第1条関係で改正した6月支給100分の75、12月支給100分の85を、6月、12月とも100分の80に改正するもので、同項第2号は、6月支給100分の35、12月支給100分の40を6月、12月とも100分の37.5に改めるものでございます。

18ページをお願いします。

附則でございます。

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は平成28年4月1日から施行するものでございます。

第2項は、第1条の規定による改正後の給与条例の規定は、平成27年4月1日からさかのぼり適用するものでございます。

第2条は給与の内払いの規定。

第3条は給料の切りかえに伴う経過措置の条項で、平成30年3月31日までの間、いわゆる現給保障として、現在の給料月額を支給するものでございます。

なお、6級以上の者が55歳に達した者は、現給保障額は100分の98.5を乗じて得た額を支給するものでございます。

第4条は規則への委任でございます。

以上、説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第5号 広川町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

#### 日程第8 議案第6号

○議長（野村泰也）

日程第8. 議案第6号 広川町の職員等の旅費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（渡邊元喜）

議案第6号 広川町の職員等の旅費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

提案理由でございますが、滞在費または旅客運賃、宿泊料と旅客運賃を包含する場合の支給基準の変更に伴い改正しようとするものでございます。

内容につきましては、政策調整課長をして説明をいたします。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（野村泰也）

政策調整課長。

○政策調整課長（丸山信夫）

議案第6号について説明いたします。

改正の内容は、旅費支給に関して滞在費の改正と、鉄道運賃及び宿泊料と旅客運賃を包含する場合、いわゆるパック料金について支給基準を変更するものでございます。

39ページの新旧対照表をごらんください。

別表、備考第3号は、滞在費を支給しない政令指定都市を福岡市、北九州市に加え、熊本市を追加し、航空費だけであった実費精算に鉄道特別車両費を追加するものでございます。

第5号は、宿泊を伴う旅費の支給につきましては、パック料金の場合、通常の交通費と定額による宿泊料より安価な場合は実費精算するものでございます。

38ページに戻りまして、この条例は、平成28年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第6号 広川町の職員等の旅費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

#### 日程第9 議案第7号

○議長（野村泰也）

日程第9. 議案第7号 広川町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（渡邊元喜）

議案第7号 広川町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてのお願いでございます。

提案理由でございますが、国の制度・運用に準拠して改正するものでございます。

内容につきましては、政策調整課長をして説明いたします。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（野村泰也）

政策調整課長。

○政策調整課長（丸山信夫）

議案第7号について説明いたします。

改正の内容は、国の制度に準じて特殊勤務手当の一部を廃止するものでございます。

42ページの新旧対照表をごらんください。

第2条 特殊勤務手当の種類から、第2号の「行旅病人、行旅死亡人の取扱いに従事する職員の特殊勤務手当」を削除するものでございます。

第4条は、第2条第2号の削除に伴うものでございます。

41ページに戻っていただきまして、附則です。この条例は、平成28年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第7号 広川町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第8号

○議長（野村泰也）

日程第10. 議案第8号 広川町一般職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（渡邊元喜）

議案第8号 広川町一般職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の制定についてのお願いでございます。

提案理由でございますが、臨時・非常勤職員の増加に伴い、非正規公務員の処遇改善や非常勤職員を対象とした制度改正への対応として、任用・勤務条件の確保を図ることとした総務省通知により、現行の嘱託職員を一般職非常勤職員へ移行することとし、国の制度に準じた運用を図るため制定しようとするものでございます。

内容につきましては、政策調整課長をして説明をいたします。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（野村泰也）

政策調整課長。

○政策調整課長（丸山信夫）

議案第8号について説明いたします。

現在、各地方自治体では、多様化、高度化する行政ニーズに対応するため、各種の臨時・非常勤といった多様な任用・勤務形態が活用され、増加の傾向にあります。総務省では、このような状況を踏まえ、制度の趣旨、勤務の内容に応じた任用、勤務条件が確保できるように、臨時・非常勤及び任期つき職員任用等について通知しています。

今回、この通知により広川町でも臨時・非常勤職員の任用・勤務条件の整備を図り、法の趣旨に沿った適正な運用とするため、現行の嘱託職員制度を廃止し、国の制度に準じた運用を図るため、広川町一般職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例を制定するものでございます。

44ページをごらんください。

第1条は、この条例の目的を定めたもので、地方自治法第203条の2第4項及び地方公務員法第24条第6項の規定に基づき、広川町の一般職非常勤の報酬及び費用弁償に関する必要な事項を定めるとしております。

第2条は定義を定めており、一般職非常勤職員とは、地方公務員法第17条第1項の規定により任命された職員のうち、常勤職員以外の者で再任用職員を除いた特定の資格、知識、経験等を要する職務または特定の業務に従事する職員でございます。

第3条から第6条までは、報酬等を定めたもので、給与条例の各条項を準用するものでございます。

45ページをお願いします。

第7条は費用弁償を定めたもので、旅費の支給については、広川町の職員等の旅費支給に関する条例に基づき支給するものでございます。

第8条は、通勤費相当分の費用弁償を定めたもので、給与条例第13条及び第14条の規定に準用するものでございます。

第9条は、規則への委任でございます。

附則で、この条例は平成28年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。12番江藤龍彦君。

○12番（江藤龍彦）

この条例の制定ですが、非正規公務員の処遇改善ということで出されております。それで、具体的にどのような改善になるのかということと、それから、嘱託職員ということで、これまでも雇用の期間ですかね、相当の方も今までおられました。一般職非常勤とすることによって、雇用の期間などはどのように変化があるものかどうか、その説明をお願いいたします。

○議長（野村泰也）

政策調整課長。

○政策調整課長（丸山信夫）

まず、雇用の改善につきましては、今説明をしたとおり、任用根拠が、地方公務員法の第17条第1項により任命するということでございます。改善点としましては、この後に育児休業とかの話も出てきますけれども、それなどの勤務形態が、正規の職員と同等の休暇制度とかそういうものがきちんと整備できるということになります。

以上でございます。

○議長（野村泰也）

ほかにありませんか。政策調整課長。

○政策調整課長（丸山信夫）続

済みません、あと1つですね。

雇用の期間なんですけれども、雇用の期間は原則1年です。再雇用が、5年までは再雇用できるということでございます。

5年後の再募集については、また同じ方も応募できるということにはなりません。

以上でございます。

○議長（野村泰也）

ほかにありませんか。7番梅本哲君。

○7番（梅本 哲）

この定義についての質問なんです。嘱託職員が一般職非常勤職員という名称になってお

るわけですけど、一般職という内容ですたいね。何でこういうふうな表現がついたのか。非常勤職員という名称と、一般職というのが前についておるのはどういう理由か。権利の問題あたりがあるのかなという推察ですが、そこら付近はどういうふうに理解すべきでしょうか。

○議長（野村泰也）

政策調整課長。

○政策調整課長（丸山信夫）

一般職というのは、地方公務員法上、一般職と特別職に分けられます。一般職というのは、通常の業務に従事する職員を言います。非常勤というのは、先ほども条例の中にありましたけれども、常勤でない者。原則、常勤につきましては正規の職員で対応するという考えのもとに、専門的な技術を持った方とか、そういう方を一般職非常勤職員として任用するという考えのもとでございます。

以上です。

○議長（野村泰也）

ほかにありませんか。11番佐々木四十臣君。

○11番（佐々木四十臣）

今、ちょっと関連するかもしれません。現在も常勤の嘱託職員と言われる位置づけの方がいらっしゃいますよね。ここでは一般職非常勤職員ということなんですけれども、常勤の人はどのような名称に変わりますか。

○議長（野村泰也）

政策調整課長。

○政策調整課長（丸山信夫）

来年度からは常勤の嘱託職員はいないようになります。常勤の嘱託職員を廃止して、一般職非常勤職員で任用するという考えでございます。

以上でございます。

○議長（野村泰也）

11番佐々木四十臣君。

○11番（佐々木四十臣）

今の関連で。そしたら、もう常勤はないということですね。

○議長（野村泰也）

政策調整課長。

○政策調整課長（丸山信夫）

はい、そのとおりでございます。

○議長（野村泰也）

ほかにはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第8号 広川町一般職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の制定についてを採決します。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

午前10時27分 休憩

午前10時38分 再開

○議長（野村泰也）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第11 議案第9号

○議長（野村泰也）

日程第11. 議案第9号 広川町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（渡邊元喜）

議案第9号 広川町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
のお願いでございます。

提案理由ですが、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴い、一定の要件を満たす非常勤職員は育児休業、育児短時間勤務、部分休業を取得することができるようになったため、改正するものでございます。

内容につきましては、政策調整課長をして説明いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

**○議長（野村泰也）**

政策調整課長。

**○政策調整課長（丸山信夫）**

議案第9号について説明いたします。

改正の内容は、一般職、非常勤の休暇、休業制度の改善に関するものでございます。

48ページ、新旧対照表をごらんください。

第2条は（育児休業をすることができない職員）、第9条は（育児短時間勤務をすることができない職員）、第17条は（部分休業をすることができない職員）を定めた条項で、各条の第1号、「非常勤職員」を削除し、第2号以下繰り上げるものでございます。一定の取得要件を満たす職員につきましては育児休業等を取得できるようになるものでございます。

47ページに戻りまして、附則で、この条例は、平成28年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

**○議長（野村泰也）**

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（野村泰也）**

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（野村泰也）**

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第9号 広川町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

#### 日程第12 議案第10号

○議長（野村泰也）

日程第12. 議案第10号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（渡邊元喜）

議案第10号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてのお願いでございます。

提案理由でございますが、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行により共済年金が厚生年金に統一されることに伴い、厚生年金保険制度を適用する措置等を講ずるため本条例を一部改正するものでございます。

内容につきましては、政策調整課長をして説明いたします。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（野村泰也）

政策調整課長。

○政策調整課長（丸山信夫）

議案第10号について説明いたします。

改正の内容は、一元化法の施行により、共済年金が厚生年金に統合されることに伴い、厚生年金が支給されることになるために、その必要な改正を行うものでございます。

改正の対象となる給付等の種類につきましては、傷病補償年金、障害補償年金、遺族補償年金となっております。

54ページからの別記第1及び別記第2の現行のアンダーライン部分、その4カ所を削除するものでございます。

51ページに戻りまして、附則で、この条例は、公布の日から施行し、平成27年10月1日から適用するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第10号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

### 日程第13 議案第11号

○議長（野村泰也）

日程第13. 議案第11号 広川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（渡邊元喜）

議案第11号 広川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてのお願いでございます。

提案理由でございますが、本条例の別表第2について、事業期間が終了したものや所期の目的を達成したもの等にかかる職員区分を整理するため、又所要の規定を整備するため、この条例案を提出するものでございます。

内容につきましては、政策調整課長をして説明いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

**○議長（野村泰也）**

政策調整課長。

**○政策調整課長（丸山信夫）**

議案第11号について説明いたします。

地方自治法第203条の2の規定により支給される職員の報酬については、本条例の別表に委員等を随時列記しております。

そのうち、別表第2については、平成17年度より整理がされておりましたので、今回、事業期間を終了したもの等を廃止し、新たに設置するものについて追加するものがございます。

廃止につきましては、64ページをお願いいたします。

64ページの中段からの現行表のアンダーライン部分で、総合戦略策定審議会委員など27の特別職非常勤職員を廃止しております。

新規に追加する特別職非常勤職員につきましては、62ページからの改正後の表のアンダーライン部分で、行政不服審査会委員（専門委員を含む。）など4つの特別職非常勤職員でございます。

58ページに戻っていただいて、本則に次の1条を加えるとして、規則委任の条項を第6条で加えております。

60ページをお願いいたします。

別表第2の一番下、その他の特別職の職員については、報酬の額は、広川町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例施行規則に基づき定めた額としております。

附則、第1項は、この条例は、平成28年4月1日から施行するものがございます。

第2項は、広川町附属機関に関する条例の一部改正するものございまして、61ページ、別表中、「広川町水問題調査研究委員会」を削除するものがございます。

以上、説明を終わります。よろしくお願いいたします。

**○議長（野村泰也）**

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。11番佐々木四十臣君。

○11番（佐々木四十臣）

ちょっとお尋ねします。

提案理由が、事業期間が終了したものや所期の目的を達成したもの等を廃止すると、整理するというようになっておりますが、60ページで、下のほうから行くと、教育委員会部局でございますけれども、善蔵塚古墳整備委員会委員、これはもう所期の事業目的を終了しておるのとは違いますか。それには該当しないですか。

○議長（野村泰也）

教育次長。

○教育委員会事務局次長（山下俊子）

善蔵塚古墳整備委員会委員についてはここに残しておりますが、今現在、当初の目的は達しておりますけれども、今後のことに備えて、一応残しておくというふうな形で考えております。

○議長（野村泰也）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第11号 広川町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第12号

○議長（野村泰也）

日程第14. 議案第12号 広川町人口減少地域定住促進強化条例の制定についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

**○町長（渡邊元喜）**

議案第12号 広川町人口減少地域定住促進強化条例の制定についてのお願いでございます。

提案理由でございますが、町の人口減少対策について、定住促進強化地域を指定し、総合的な施策を講ずるため、本条例を制定しようとするものでございます。

内容につきましては、政策調整課長をして説明いたします。どうぞよろしくお願いたします。

**○議長（野村泰也）**

政策調整課長。

**○政策調整課長（丸山信夫）**

議案第12号について説明いたします。

本年度策定しました広川町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づく人口減少対策の一つとして、広川町人口減少地域定住促進強化条例を制定するものでございます。

70ページをごらんください。

第1条は（目的）を定めております。人口の著しい減少に伴って地域社会における活力の低下が懸念される地域について、定住促進強化地域に指定し、総合的な対策を講ずることにより、地域の定住人口の確保を図り、もって町の均衡ある発展と豊かで活力に満ちた地域づくりに寄与することを目的としております。

第2条は（定義）を定めており、第2号に、定住促進強化地域とは、町の住民基本台帳において、小学校区の人口が、平成2年の人口から平成27年の25年間に人口減少率が平成2年に対して19%以上減少している地域としております。

第3条は（指定及び公示）を定めたもので、第2条第2号に定める基準により強化地域を指定し、その旨を公示するものとしております。

第4条は（定住促進のための対策）を定めたもので、71ページをお願いいたします。

第1号、生活環境の整備に関する事項、第2号、学校教育及び社会教育の充実に関する事項、第3号、交通通信体系の整備に関する事項、第4号、強化地域内の行政区間交流の促進に関する事項、第5号で定住促進に関し町長が必要と認める事項と定めております。

第5条は（財政上の措置）について、第6条は（委任）について定めております。

附則で（施行期日）と（この条例の失効）を定めております。

第1項は、この条例は、平成28年4月1日から施行し、第2項、平成33年3月31日限りでその効力を失うと規定しております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。7番梅本哲君。

○7番（梅本 哲）

1点だけ確認をさせてください。

第2条の(2)の0.19以上であるということなんですが、ちょっと中途半端な数値なもんだから、どういうふうな根拠でこの数値を出されたのかということと、どういう意味を持っているかということですね。根拠と意味は同一だとは考えますけど、その点を1つと、上広川校区のいわゆる現在の数値は、どういう数値になっておるかをお尋ねいたします。

○議長（野村泰也）

政策調整課長。

○政策調整課長（丸山信夫）

第2条第2号の「0.19以上であること」というのは、過疎特別措置法の過疎の地域になる減少率ですね、それと同じ0.19、19%の減少ということで設定しております。

今の現状としましては、上広川校区につきましては、平成2年から25年間で21.3%の減少となっております。

以上でございます。

○議長（野村泰也）

5番池尻浩一君。

○5番（池尻浩一）

内容については、地方創生のいろんな説明の中でいろいろいただきましたけれども、一応期日を設けた5年間という期日の根拠を教えてください。

○議長（野村泰也）

政策調整課長。

○政策調整課長（丸山信夫）

この期間の設定につきましては、通常、先ほどの過疎特別措置法でも5年間を切って制定されます。やはり期限を切って、そこで評価して、また次につなげるということで5年間の期間を設けております。

以上でございます。

○議長（野村泰也）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第12号 広川町人口減少地域定住促進強化条例の制定についてを採決します。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

#### 日程第15 議案第13号

○議長（野村泰也）

日程第15. 議案第13号 広川町行政不服審査会条例の制定についてを議題とします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（渡邊元喜）

議案第13号 広川町行政不服審査会条例の制定についてでございます。

提案理由でございますが、行政不服審査法の施行に伴い、同法第81条第1項の規定に基づき広川町行政不服審査会の設置について必要な事項を定めるため、本条例を制定しようとするものでございます。

内容につきましては、総務課長をして説明いたします。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（野村泰也）

総務課長。

○総務課長（藤島弘義）

議案第13号 広川町行政不服審査会条例案について御説明いたします。

この条例は、提案理由にもありますように、改正された行政不服審査法の規定により、不服申し立てに関して審理の公平性や透明性を確保するため、処分に関与しない職員による審理と、第三者諮問機関として調査、審議を行う広川町行政不服審査会の設置のために制定するものでございます。

73ページの条例案をごらんください。

第1条では、行政不服審査法に基づき、広川町行政不服審査会を置くことを規定しております。

第2条の（組織）では、委員の数の規定で、審査会委員の数を5人以内と規定しております。

続く第3条（委員）では、審査会の委員について規定をしておりますが、第1項では委員は町長が委嘱することを、第2項では委員の任期を2年とすること、第3項では委員は再任できること、第4項では委員の守秘義務を規定しております。

第4条の（会長及び副会長）の条項では、審査会に会長、副会長を置くことについて、続く第5条では、専門委員について規定をしております。

この専門委員は、先ほど第2条の規定において5人の審査委員を置くということを規定しましたけれども、それ以外に特に専門的な要素が必要な場合に置くことができるものということで規定をするものです。

続く第6条では、会議の定足数や運営の原則を規定しております。

続く第7条では、この審査会の庶務は、総務課が処理することとしております。

続く第8条では、この条例規定以外の審査会運営に必要な事項は、この審査会で定めるところとするものでございます。

次の74ページの附則ですけれども、第1項に（施行期日）として、この条例は、法の施行日（平成28年4月1日）から施行すること。

それから、附則の第3号で（経過措置）ということで、委員の最初の任期は平成29年3月31日までとすることとしております。

以上で広川町行政不服審査会条例案の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。7番梅本哲君。

○7番（梅本 哲）

2点お尋ねします。

1点は、審査会のメンバーが5人と、4月1日からもう施行するということですが、5人のメンバーはどのようなふうな構成で選任をされる見通しなのかということと、それからもう1つは、専門委員が5人とは別に選任され委嘱されるということになってはいますが、審査会のほうの委員さんと専門委員さんの権限の違い、同じ依頼をいろいろ検討する過程において、いわゆる決定権といいますかね、そういうものについての権限の違いというのはあるのかどうか、その2点についてお尋ねいたします。

○議長（野村泰也）

総務課長。

○総務課長（藤島弘義）

まず、審査会委員5人についてですけれども、この審査会の委員につきましては、法律や訴訟といった、そういう部分についての有識者として大学法学の教授、それから、弁護士、司法書士をそれぞれ1名、それから、町民に身近なところの有識者ということで行政相談員、公民館長を予定しております。こういった委員さんにつきましては、既に条例を制定しております情報公開審査会の委員でありますとか、個人情報審査会委員と同一の方を選任するというのを予定しております。

それから、専門委員につきましては、先ほど御説明したような弁護士さんとか以外にも、まだ専門性が必要な審議を要するという場合に、特別に委員になっていただくものがございますけれども、その審議の中での委員としては権限の違いはございませんけれども、任期については、その必要な期間だけを専門委員にはなっていただくということになりますので、そういった違いはございますが、審議の中での権限についての違いはございません。

以上です。

○議長（野村泰也）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第13号 広川町行政不服審査会条例の制定についてを採決します。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第14号

○議長（野村泰也）

日程第16. 議案第14号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（渡邊元喜）

議案第14号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてのお願いでございます。

提案理由でございますけれども、行政不服審査法の施行に伴い、関係条例の整備を行う必要が生じたため、本条例を制定するものでございます。

内容につきましては、総務課長をして説明いたします。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（野村泰也）

総務課長。

○総務課長（藤島弘義）

議案第14号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について御説明いたします。

この条例の制定は、行政不服審査法の改正点の中に、先ほど議案第13号で説明いたしました行政不服審査会や審理員の設置をすることのほかに、不服申し立ての手續について異議申

し立てという不服の申し立てを廃止し、審査請求に一元化するなどの改正が行われております。このため、町の条例の中で現行使われております「不服申立て」という用語を「審査請求」という用語に改正することが必要になっております。

そのほかにも、行政不服審査法の施行に伴いまして、用語や条文の改正が必要になりましたので、今回、そういった改正が必要になりました6本の町の条例がございますので、これを一括して改正することをお願いするために、本条例を提案するものでございます。

条例案は、76ページから81ページまででございます。

まず、76ページの第1条、上から4行目ですね——が広川町情報公開条例の一部改正でございます。

改正内容につきましては、82ページの新旧対照表をごらんください。

右側が現行で、左側が改正後ですけれども、まず、目次の次の第3章の現行で「不服申立て」という用語を、改正後「審査請求」に改正をしております。

先ほど説明いたしましたように、このような用語の改正が多数ございます。規定の内容に特に影響をするような改正ではございませんので、このような用語等の改正については、一つ一つの説明は省かせていただきまして、主な改正を説明させていただきたいと思っております。

83ページをごらんください。

上から11行目の第3章 審査請求等のところですが、（審理員による審理手続に関する規定の適用除外）ということで第11条の2を加えております。これは、情報公開条例の規定において既に情報公開審査会を設置しており、先ほど議案第13号で制定していただきました広川町行政不服審査会やその審理の機能は、この情報公開条例においては既に確保されておりますので、行政不服審査会で規定されている審理員による審理手続につきましては適用除外することができるものがございます。

次に、85ページをごらんください。

85ページの下の方ですが、第18条に第2項の条文を追加しております。これは、審査請求人へ審理にかかわる資料の写しを交付するということを規定したものでございます。

次に、77ページにお戻りいただきまして、真ん中より下の方ですが、第2条で広川町個人情報保護条例の一部改正について規定をしております。これにつきましても、内容については新旧対照表で御説明いたします。

先ほどと同様に、法律に基づく用語などの改正につきましても説明は省かせていただきま

して、条文追加など主な改正の説明をさせていただきます。

86ページの新旧対照表をごらんください。

真ん中から下が広川町個人情報保護条例新旧対照表でございます。

目次の後の第4章の題名が「審査請求」に改正をされております。

その後、（審理員による審理手続に関する規定の適用除外）、第22条の2を加えております。これは、先ほど情報公開条例と同様に、この広川町個人情報保護条例で既に個人情報保護審査会を設置しており、公正な審理や審査の機能は確保されておりますので、審理員による審理手続を除外することができるものがございます。

次に、86ページの下から87ページにかけてですけれども、第23条が全文改正をされております。これは、審理の裁決を必要としない事項を規定したものでございます。

次に、88ページの一番下になりますけれども、第29条の第1項と、それから、次の89ページの中ほどで第3項が追加をされております。これは、審査会や審査請求人などに資料の写しを送付すること、それから、資料提出者に意見を求めることを規定したものでございます。

続いて、79ページにお戻りください。

ちょうど中ほどですけれども、第3条が広川町行政手続条例の一部改正でございます。

改正内容は、条文中の用語を削るものでございます。

続いて、同じく79ページの第4条が広川町固定資産評価審査委員会条例の一部改正でございます。

主な改正点としまして、80ページの上から6行目あたりのところに、第11条の決定書というところの中に、固定資産評価委員会が決定書を出す場合に記載する内容、1号の主文から4号の理由が追加をされております。

続いてその下の、80ページの中ほどですけれども、第5条が広川町町税条例の一部改正でございます。

第18条の2第1項の「不服申立て」を「審査請求」という用語に改正するものでございます。

同じく80ページのその下の第6条ですけれども、これが広川町手数料条例の一部改正です。

これは、審査請求人などが行政不服審査法の規定に基づいて請求する書類等の交付に係る手数料を規定するものでございます。右の欄に書いておりますように、白黒のコピーで10円、カラーコピーを30円というふうに規定しております。この金額につきましては、情報公開や

個人情報等の写しの交付費用と同額を規定しております。

以上で議案第14号の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第14号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを採決します。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

#### 日程第17 議案第15号

○議長（野村泰也）

日程第17. 議案第15号 広川町乳幼児等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（渡邊元喜）

議案第15号 広川町乳幼児等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてのお願いでございます。

提案理由でございますが、福岡県乳幼児医療費の支給制度が平成28年10月1日より改正されるに伴い、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

内容につきましては、住民課長をして説明いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（野村泰也）

住民課長。

○住民課長（藤島達也）

議案第15号 広川町乳幼児等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

福岡県乳幼児医療費の支給制度が平成28年10月1日より改正されることに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

県の制度改正では、小学生の通院に係る医療費の自己負担額を、現行の3割負担から月限度額1,200円の負担と改正になります。これに伴いまして、本条例において子供の小学生年齢の通院に係る月限度額を1,200円となるよう条例改正するものであります。

それでは、98ページの新旧対照表に沿って御説明申し上げます。

まず、題名を「広川町乳幼児等医療費の支給に関する条例」を「広川町乳幼児・こども医療費の支給に関する条例」に改めます。

第1条では、「乳幼児等」を「乳幼児及びこども」に改めます。

当条例につきまして、条例の全条にわたりまして「乳幼児等」を「乳幼児・こども」、または「乳幼児又はこども」に文言を改めるものでございます。

第2条では（定義）でございますが、1号で乳幼児について、また、2号でこどもについての説明を行っております。

乳幼児とは、就学前年齢をあらわしております。

第2号でございますが、こどもにつきましては、小学生及び中学生の年齢とするものと定義しておるところでございます。

第3条では、第2条で定義した内容について削除を行っております。

続きまして、99ページをお願いいたします。

第4条では、中学生年齢での通院は現行どおり3割負担となりますが、入院に限り自己負担相当額を支給すること、また、小学生年齢では入院は自己負担相当額を支給すること及び小学生につきまして通院に係る自己負担相当額を月限度額1,200円にすることを定めております。

続きまして、100ページをお願いいたします。

第6条では、こどものうち、小学生年齢者には通院に係る自己限度額が1,200円となるため、そのことを記載しましたこども医療証を交付し、あと中学生年齢には交付しないことを

定めたものでございます。

広川町では、小・中学生の入院に係るものについて自己負担額がなしとなっていますが、一度入院につきましては3割負担を支払ってもらいまして、あと申請によりまして給付するものでございますので、中学生にはこども医療証は交付しないとしておるものでございます。

101ページの第8条第4項は、第3項と重複しますので、削除するものでございます。

97ページをお願いいたします。

附則の説明でございます。附則での施行期日は、平成28年10月1日から施行し、同日以降に受ける医療に係る乳幼児・こども医療費から適用することとしています。

ただし書きで、次項の規定は、公布の日から施行することと定めております。次項ということで第2項でございますが、小学生年齢のこども医療費の受給資格の認定を行い、及び受給資格者に対してこども医療証を交付することができるとしておるところでございます。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

**○議長（野村泰也）**

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。12番江藤龍彦君。

**○12番（江藤龍彦）**

1点だけ質問しますが、もし広川の住民で、その子供さんが福岡県外の医療機関で医療を受けた場合、その場合は、一旦窓口で払った後、償還払いという形になりますか。

**○議長（野村泰也）**

住民課長。

**○住民課長（藤島達也）**

この乳幼児・こども医療費につきましては、県内に限ることになります。

以上です。

**○議長（野村泰也）**

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（野村泰也）**

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第15号 広川町乳幼児等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

#### 日程第18 議案第16号

○議長（野村泰也）

日程第18. 議案第16号 広川町団体営土地改良事業分担金徴収条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（渡邊元喜）

議案第16号 広川町団体営土地改良事業分担金徴収条例を廃止する条例の制定についてのお願いでございますが、提案理由でございます。広川町団体営土地改良事業は事業が終了したため、本条例を廃止するものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第16号 広川町団体営土地改良事業分担金徴収条例を廃止する条例の制定に

ついてを採決します。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

#### 日程第19 議案第17号

○議長（野村泰也）

日程第19. 議案第17号 広川町町営土地改良事業経費の賦課徴収に関する条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（渡邊元喜）

議案第17号 広川町町営土地改良事業経費の賦課徴収に関する条例を廃止する条例の制定についてのお願いでございます。

広川町町営土地改良事業は事業が終了したため、本条例を廃止するものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第17号 広川町町営土地改良事業経費の賦課徴収に関する条例を廃止する条例の制定についてを採決します。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

## 日程第20 議案第18号

### ○議長（野村泰也）

日程第20. 議案第18号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

### ○町長（渡邊元喜）

議案第18号 指定管理者の指定について。

次のとおり指定管理者を指定する。

管理を行わせる公の施設の名称、広川町産業展示会館。

指定管理者となる団体の名称、広川町商工会。

指定の期間、平成28年4月1日から平成33年3月31日まででございます。

提案理由ですが、指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

広川町産業展示会館の指定の期限が切れるためにお願いをいたすところでございます。どうぞよろしく願いいたします。

### ○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。5番池尻浩一君。

### ○5番（池尻浩一）

指定管理については、以前、一般質問でもしたことがありますけれども、今後、老朽化がある程度進むと、備品、部品の交換についても恐らくふえていくだろうと。そういうことに対して質問させていただいたときに、そういうことも考えてからの指定契約に結びつけたいという回答をいただいたことがあります。上限200千円という基準について、町で負担するか、指定管理者側で負担するかということになっていたと思いますけれども、その辺について、そういう話し合いも詰めた上で指定があるかどうか、御説明していただきたいと思えます。

### ○議長（野村泰也）

産業振興課長。

### ○産業振興課長（酒井和哉）

修繕に関しましては、指定管理を行っていただく商工会のほうと打ち合わせを行いまして、基本的に町のほうで修繕を行うというような話をやっております。

以上です。

○議長（野村泰也）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第18号 指定管理者の指定についてを採決します。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

#### 日程第21 議案第19号

○議長（野村泰也）

日程第21. 議案第19号 指定管理者の指定についてを議題とします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（渡邊元喜）

議案第19号 指定管理者の指定についてのお願いでございます。

管理を行わせる公の施設の名称、広川町保健・福祉センター。

指定管理者となる団体の名称、社会福祉法人広川町社会福祉協議会。

指定の期間、平成28年4月1日より平成33年3月31日まで。

提案理由でございますが、指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

これも同じく期限が切れますので、再度指定をしたいと思っておりますので、よろしく

お願いいたします。

○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第19号 指定管理者の指定についてを採決します。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

#### 日程第22 議案第20号

○議長（野村泰也）

日程第22. 議案第20号 平成27年度広川町一般会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（渡邊元喜）

議案第20号 平成27年度広川町一般会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

予算書1ページをお願いします。

今回の補正予算は、第1条第1項のとおり、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ41,474千円を追加し、予算総額を7,540,708千円とするものです。

第2条 繰越明許費につきましては、予算書5ページのとおり、8事業、合計148,942千円の繰り越しをお願いするものです。

第3条 債務負担行為の補正につきましては、予算書6ページのとおり、2事項の追加、4事項の変更をお願いするものです。

第4条 地方債の補正につきましては、予算書7ページのとおり、12番情報セキュリティ強化対策事業を追加し、8事業の限度額の変更を行うものです。

予算書2ページをお願いします。

歳入補正予算について御説明いたします。

12款. 分担金及び負担金につきましては、2項. 負担金の私立保育所運営負担金の増額などを見込んで、8,614千円を増額計上しております。

14款. 国庫支出金は、2項. 国庫補助金の臨時福祉給付金支給事務費国庫補助金を63,793千円増額したことを主な理由として、66,142千円を増額計上しております。

15款. 県支出金につきましては、事業費確定などにより21,564千円を減額しています。

16款. 財産収入は、基金利子の確定見込みなどを理由として5,078千円を増額、17款1項. 寄付金は1,200千円を増額、18款1項. 基金繰入金は22,664千円を減額計上しております。

20款. 諸収入は232千円の減額、21款. 町債は4,900千円を増額計上しております。

予算書3ページ及び4ページをお願いします。

歳出補正予算について御説明いたします。

1款1項. 議会費につきましては、事業費の実績見込みにより、2,343千円を減額計上しております。

2款1項. 総務管理費につきましては、社会保障・税番号制度の施行に伴う情報セキュリティ強化対策事業に係る経費38,078千円を計上したことを主な理由として、46,797千円を増額計上しております。

2項. 徴税費は72千円の増額、3項. 戸籍住民基本台帳費は3,596千円の増額、4項. 選挙費は2,539千円の減額、5項. 統計調査費は600千円の減額、6項. 監査委員費は124千円を減額計上しております。

3款1項. 社会福祉費につきましては、臨時福祉給付金事業64,367千円を新たに計上したことなどにより70,181千円を増額計上し、2項. 児童福祉費は1,971千円を増額計上しております。

4款. 衛生費につきましては、予防接種事業費、浄化槽設置事業費などの実績見込みにより、36,810千円を減額計上しております。

5款1項. 農業費は8,946千円の減額、2項. 林業費は415千円の増額、6款1項. 商工費は60千円を減額計上しております。

7款1項. 土木管理費につきましては、木造戸建て住宅耐震改修支援事業4,200千円の減額など、4,340千円を減額計上しております。

2項. 道路橋梁費は871千円の増額、4項. 都市計画費は966千円の増額、5項. 下水道費は42千円を減額計上しております。

8款1項. 消防費につきましては5,359千円を減額し、9款1項. 教育総務費については2千円の増額、2項. 小学校費は3,468千円の減額、3項. 中学校費は321千円の増額、5項. 社会教育費は69千円を減額しております。

10款2項. 公共土木施設災害復旧費につきましては、予算の増減はございませんが、財源の組み替えを行っております。

11款1項. 公債費につきましては、9,707千円を減額計上しております。

なお、12款1項. 予備費につきましては、歳入歳出差額の9,311千円を減額計上しております。

詳細につきましては、担当課長が説明いたします。

御審議の上、御決定賜りますようお願いいたします。

#### ○議長（野村泰也）

政策調整課長。

#### ○政策調整課長（丸山信夫）

全体の人件費の補正及び政策調整課関連の補正予算について説明いたします。

まず、全体の人件費につきましては、人事院勧告に伴う給与改定と期末勤勉手当の増額による補正でございます。

政策調整課関係の補正予算は、歳出で16ページから17ページをお願いいたします。

2款1項1目. 一般管理費のうち、職員研修費、人事諸費の減額につきましては、事業確定及び精算見込みによるものでございます。職員研修費は、自治大学への派遣を見送ったための減額、人事諸費は、普通旅費の減額と職員採用試験の受験者が少なかったための委託料の減額でございます。

19ページをお願いいたします。

2款1項6目. 企画費のうち、政策調整課職員人件費11,066千円の増額につきましては、第3節. 職員手当等で、人事院勧告による期末勤勉手当の増額と勸奨退職者3名に係る一般職退職手当組合特別負担金10,961千円の増額でございます。

下段の総合計画進捗管理事業260千円の減額は、事業確定による減額でございます。

20ページをお願いいたします。

地方創生推進事業384千円の減額は、精算見込み、1つ飛んでその下、町制60周年中国蘇州市姑蘇区招待事業233千円の減額は、事業確定による減額でございます。

21ページをお願いいたします。中ほどでございます。

空き家活用事業85千円の増額につきましては、納税通知に同封予定の空き家活用案内を印刷するため、11節、需用費を増額するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

#### ○議長（野村泰也）

総務課長。

#### ○総務課長（藤島弘義）

総務課関連の補正予算について御説明いたします。

まず最初に、5ページをお願いいたします。

第2表の繰越明許費補正です。この第2表に掲げております2款、総務費の3事業、3款、民生費の臨時福祉給付金事業、7款、土木費にかかわる事業を総額で148,942千円繰越事業として次年度へ繰り越すものでございます。

次に、6ページをお願いします。

第3表の債務負担行為補正です。追加として、役場駐車場の用地借地料と大山ダム建設負担金の2事項について、期間と限度額を定めるものでございます。

また、変更として、公共施設等総合管理計画策定委託料、小学校学校給食業務委託事業の限度額の変更、事項名のみの変更が1件、事項名及び期間の変更1件、計4件を変更するものでございます。

次に、7ページをお願いいたします。

第4表の地方債補正であります。追加の情報セキュリティ強化対策事業は国の予算追加補正に伴うものです。変更をお願いしている8件は、各事業費の確定見込みによる限度額の変更でございます。

続いて、総務課の歳入について御説明いたします。

11ページをお願いいたします。

14款2項5目、総務費国庫補助金のうち、説明欄のほうで選挙人名簿システム改修費補助

金、それから、情報セキュリティ強化対策費国庫補助金がありますけれども、この2つが国の施策によって追加されたもので、それぞれ対象事業費の2分の1の歳入を計上するものでございます。

次に、12ページの一番下です。

15款3項1目の総務費県委託金、1節の総務費県委託金の664千円の減額は、昨年4月に執行されました福岡県知事・県議会議員選挙の執行経費の確定に伴うものです。その下の5節、統計調査費県委託金の600千円の減額は、国勢調査費の確定によるものでございます。

続いて、13ページをお願いいたします。

16款1項2目、利子及び配当金の増額は、利息の見込みによるものでございます。

同じく13ページの16款2項4目の有価証券売却収入2,663千円の増額は、減債基金の国債売却益でございます。

続いて、14ページをお願いいたします。

18款1項、基金繰入金の1行目、5目の公共施設整備基金繰入金の1,120千円の減額、次の10目、学校建設基金繰入金の19,874千円の減額、次の19目の災害対策基金繰入金の1,670千円の減額は、それぞれ充当する事業費の確定見込みによるものでございます。

同じく14ページの中段の20款4項2目、雑入の8節、雑入でございます。説明欄の3行目の土地改良区総代選挙費委託金は、事業費確定による委託料の減額でございます。

次に、同じく14ページ、一番下で21款1項、町債です。1目、総務債の6,500千円の増額は情報セキュリティ強化対策事業に充当するもの、3目、衛生債の3,700千円の減額は水道事業費減によるもの、4目、土木債、1節の道路新設改良債は狭隘道路整備等促進事業の増額によるものです。

次に、15ページをお願いいたします。

1行目の4目、土木債の2節、都市計画債4,900千円の減額は、都市再生整備計画事業費の確定見込みによる減額です。

5目、教育債の小学校建設債の増額は、下広川小学校校舎改築事業の国庫支出金の確定、及び上広川小学校屋内運動場改修事業の事業費確定によるものでございます。

6目、消防債は、対象事業費確定見込みによります800千円の減額です。

9目、災害復旧費は、公共土木施設災害復旧事業費の確定によるものです。

10目、農林水産業債の300千円の増額は、事業負担金の確定及び公共事業債と防災対策事

業債の組み替えによるものでございます。

続きまして、歳出の補正予算について御説明いたします。

17ページをお願いいたします。

右の説明欄のところ、真ん中ほどにあります行政諸費540千円の減額は臨時職員賃金の減額です。次に、その下の町制施行60周年記念事業1,569千円の減額は精算見込みによるものです。

続いて、18ページの中段になります。

2款1項3目の財政管理費です。右の説明欄の財政諸費2,499千円の減額ですけれども、主なものは、公共施設等総合管理計画策定委託料の確定によるものです。

一番下の5目、財産管理費の基金管理費の増額は、積立金の利息額の見込みによるものでございます。

次に、21ページをお願いいたします。

真ん中から下になりますけれども、2款1項13目の情報管理費の説明欄の情報化推進事業費1,203千円の増額は、新年度4月からの職員等の配置等によるノートパソコンの準備をするものです。

次の社会保障・税番号制度システム改修等事業36,875千円の増額ですけれども、主なものは情報セキュリティ強化対策委託料でございます。これは、国が税番号制度の導入に伴いまして、セキュリティの強靱化を行うため補助事業を設けましたので、この事業を活用するため補正予算をお願いするものです。

次に、23ページをお願いいたします。

2款4項1目、選挙管理委員会費389千円の増額は、公職選挙法の改正に伴う選挙人名簿登録システム改修の費用でございます。

次の6目、県知事・県議会議員選挙費、それから、24ページの8目、町議会議員一般選挙費、その下の9目、土地改良区総代選挙費は、いずれも選挙事務経費の確定により減額補正をするものです。

続いて、25ページをお願いいたします。

中段の2款5項2目、基幹統計費の減額は額の確定によるものです。

続いて、40ページをお願いいたします。

中段の11款1項、公債費です。1目の元金の長期償還元金及び2目、利子の長期償還金利

子は、町債元利金の額の確定などにより補正するものでございます。

最後に、12款1項1目の予備費は、歳入歳出の差額を減額計上するものでございます。

以上で総務課関係の補正予算の説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（野村泰也）

暫時休憩いたします。

午前11時57分 休憩

午後0時57分 再開

○議長（野村泰也）

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。日程第17、議案第15号 広川町幼児等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑の答弁訂正申し出が住民課長よりっております。

訂正を許可したいと思います。異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。したがって、答弁の訂正を許可することに決定しました。住民課長。

○住民課長（藤島達也）

江藤議員の御質問でございましたが、子ども医療証につきましては県内で使用できますが、あと、県外の病院とか診療所にかかった医療費につきましては、申請による償還払いとなりますので、訂正をお願いいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（野村泰也）

江藤議員、よろしいですか。

引き続き、議案第20号の説明を求めます。協働推進課長。

○協働推進課長（丸山英明）

それでは、協働推進課関係の補正予算について御説明いたします。

予算書の11ページ中段をお願いいたします。

14款3項1目、総務費国庫委託金、1節の総務費国庫委託金の自衛官募集事務委託金25千円の増額は、委託費の確定によるものです。

続いて、12ページ下段をお願いいたします。

15款2項5目．商工費県補助金、1節．商工費県補助金の福岡県消費者行政活性化基金事業補助金163千円の減額につきましては、事業費の確定によるものでございます。

続いて、13ページ中段をお願いいたします。

16款1項2目．利子及び配当金、1節の利子及び配当金の中の説明欄、下から3番目と一番下ですけれども、ふるさとづくり基金利子11千円、それから、広川町災害対策基金利子12千円の増額は、利息の確定見込みによるものでございます。

それから、下段、17款1項5目．総務費寄付金、1節．ふるさとづくり寄付金1,200千円の増額につきましては、寄附の歳入見込みによるものです。

14ページ中段をお願いいたします。

20款4項2目．雑入、3節の消防団員退職報償金528千円の減額につきましては、確定によるものです。

8節．雑入の新市町村振興宝くじ交付金869千円の増額につきましては、交付決定による補正でございます。

次に、歳出補正予算について説明いたします。

予算書17ページ中段をお願いいたします。

2款1項1目．一般管理費、中段の防犯対策費1,297千円の減額につきましては、LED防犯灯整備事業の入札残によるものでございます。

続いて、18ページの上段をお願いいたします。

2目の文書広報費400千円の減額につきましては、広報ひろかわ、それから、くらしのガイドブック印刷費の入札残によるものでございます。

続いて、19ページ中段をお願いいたします。

6目．企画費、中段の国際交流事業費40千円の減額につきましては、APCC——アジア太平洋子ども会議の訪問団がインドネシアからの訪問でございましたけれども、英語圏からの訪問ということで、通訳の謝礼が不要となったための減額でございます。

それから、ふるさと納税事業費1,626千円は、寄附金の増額の見込みにより、贈答品467千円、基金積立金1,709千円の増額、また、業務代行委託料につきましては、入札によりまして利率が減となったため、550千円を減額するものでございます。

それから、ホームページ管理費299千円の減額につきましては、ホームページのリニューアルを委託しておりますけれども、入札の残、そのほかによるものための減額でございます。

20ページの中段をお願いいたします。

高速バス駐車場整備事業1,120千円の減額につきましては、工事請負費の入札残によるものでございます。

続いて、33ページをお願いいたします。

6款1項3目．消費者行政推進費162千円の減額につきましては、事業費の確定によるものでございます。

続いて、35ページの下段をお願いいたします。

8款1項2目．非常備消防費1,392千円の減額でございます。消防団運営事業費が1,328千円の減額でございます。これは退職報償金の確定、それから、需用費、備品購入費の精算見込みによるものでございます。非常備消防諸費63千円の減額につきましては、防災会議等が開催の見込みがないため、報酬を減額するものでございます。

36ページをお願いいたします。

3目．消防施設費1,731千円の減額につきましては、消防施設費の中の行政区からの事業の取り下げがございましたので、消防施設設備等補助金451千円、それから、防災施設費のデジタル行政無線整備実施設計業務委託料の入札残によります756千円の減額が主なものでございます。

続いて、4目．水防費242千円の減額につきましては、土のう袋などの備蓄品購入が少額であったことによる原材料費の精算でございます。

続いて、5目．災害対策費36千円の増額につきましては、災害対策基金利子の増額に伴うところの積立金の増額補正となっております。

37ページの上段をお願いいたします。

6目．防災費2,031千円の減額につきましては、防災事業費の自主防災組織支援補助金の行政区の事業取り下げによります減額と、防災フェアを実施しておりますけれども、防災フェア事業費の精算によるものでございます。

以上で協働推進課の説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（野村泰也）

住民課長。

○住民課長（藤島達也）

住民課関係の説明を行います。

まず、補正予算書10ページをお願いいたします。

歳入でございます。

14款1項1目．民生費国庫負担金につきましては、5節．国民健康保険基盤安定国庫負担金12,385千円の増額は、交付決定によるものでございます。この増額につきましては、国の低所得者対策として、保険者支援制度の拡充によるものでございます。

11ページをお願いいたします。

14款2項2目1節．保健衛生費国庫補助金のうち住民課分は、感染症予防事業費等国庫補助金でございます。689千円の減額は、交付見込みによるものでございます。

14款2項5目1節．総務費国庫補助金のうち住民課分は、通知カード・個人番号カード関連事務交付金でございます。3,306千円の増額は、交付決定によるものでございます。

続きまして、15款1項1目4節．国民健康保険基盤安定県負担金7,985千円の増額は、交付決定によるものでございます。国の低所得者対策として、保険者支援制度の拡充によるものでございます。

次に、5節．後期高齢者医療基盤安定県負担金1,253千円の減額は、交付決定によるものでございます。

続きまして、12ページをお願いいたします。

15款2項2目2節．乳幼児医療費県補助金4,377千円の減額、3節．重度障害者医療費県補助金1,926千円、4節．ひとり親家庭等医療費県補助金2,421千円の減額で、それぞれ医療費の減によるものであり、交付見込みによるものでございます。

続きまして、22ページをお願いいたします。

22ページの下段でございますが、2款3項1目．戸籍住民基本台帳費3,596千円の増額でございます。人件費290千円の増額、また、通知カード・個人番号カード関連事務費3,306千円の増額は、地方公共団体情報システム機構からの通知によるものでございます。

済みません。今、歳出に入っております。失礼いたしました。

28ページをお願いいたします。

3款1項4目．重度障害者医療費医療対策費、23節．償還金、利子及び割引料3,325千円の増額でございます。平成26年度重度障害者医療費県補助金の精算返納金でございます。

3款1項6目．国民健康保険特別会計繰出金31,725千円の増額でございます。内訳は、国民健康保険基盤安定繰出金27,160千円の増、国保財政安定化支援事業繰出金4,565千円の増

となります。繰出金の確定によるものでございます。

3款1項8目、後期高齢者医療費15,030千円の減額でございます。19節、負担金、補助及び交付金で、後期高齢者医療広域連合からの通知によるものでございます。

3款1項9目、国民年金事務取扱費12千円の減額でございます。内訳は、3節、職員手当等40千円の増、18節、備品購入費として、ノートパソコン購入費の予算残52千円を精算するものでございます。

続きまして、30ページをお願いいたします。

3款2項5目、児童医療対策費500千円の減額でございます。12節、役務費、乳幼児医療対策費の審査支払手数料を減額するものでございます。

4款1項1目のうち住民課分は、保健衛生担当職員人件費128千円の増と、地域医療体制充実推進事業2,130千円の減額でございます。19節、負担金、補助及び交付金で、公立八女総合病院企業団負担金の確定によるものでございます。

4款1項2目、予防費12,810千円の減額でございます。内訳は、予防接種事業費、13節、予防接種委託料10,723千円の減額及び健康づくり推進事業2,087千円の減額でございます。いずれも決算見込みによるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

#### ○議長（野村泰也）

福祉課長。

#### ○福祉課長（坂本幸枝）

続きまして、福祉課関連補正予算について説明をいたします。

まず、歳入について御説明いたします。

予算書10ページをごらんください。

2段目となります。12款2項1目、民生費負担金、1節、児童福祉費負担金は、保育所運営費負担金の今年度精算見込みにより、8,412千円を増額しております。

次に、14款1項1目、民生費国庫負担金、1節、児童福祉費国庫負担金の4,649千円の減額補正は、先ほど説明いたしました保育所運営費負担金精算見込み額が増額となることにより、国庫負担金の基準額が減額されるものです。

その2つ下ですけれども、10節、社会福祉費国庫負担金の21,600千円の減額補正は、自立支援給付費等国庫負担金の精算見込みによるものです。

10ページ一番下の段、14款2項1目、民生費国庫補助金、1節、社会福祉国庫補助金の臨時福祉給付金支給事務費国庫補助金の63,793千円の増額補正につきましては、年金生活者等支援臨時給付金に係る国庫補助金であります。平成28年度への繰越事業となります。

次の4節、児童福祉費国庫補助金の162千円の増額補正は、子どものための教育・保育給付費の制度改正に伴うシステム改修費の補助金でございます。

予算書11ページ下段をごらんください。

15款1項1目、民生費県負担金、1節、児童福祉費県負担金の6,736千円の減額補正は、先ほどの児童福祉費国庫負担金の減額と同じく、運営費負担金の増額による基準額の減額及び本年度より始まりました子ども・子育て支援新制度により、移行した幼稚園及び認定こども園分が県補助金として組み替えられるものです。

予算書12ページ上段をごらんください。

15款2項2目、民生費県補助金、1節、社会福祉費県補助金19千円の減額補正は、高齢者社会活動推進等事業費補助金額確定によるものです。

5節、児童福祉費県補助金の2,293千円の増額補正は、平成27年度子ども・子育て支援新制度へ移行した幼稚園及び認定こども園の1号認定分を地方単独費用分として受け入れる補助金です。

続いて、予算書13ページ上段をごらんください。

16款1項2目、利子及び配当金、1節、利子及び配当金、説明欄の中ほどにあります地域振興基金利子29千円の増額補正は、老人クラブ連合会への社会参加活動補助金へ充当するものです。

続いて、予算書14ページ中段をごらんください。

20款4項2目、雑入、8節、雑入、説明欄の2行目、学生等実習受入謝金60千円の減額につきましては、住民課において一括して受け入れるためです。

同じ欄4行目、外出支援サービス個人負担金329千円の増額につきましては、ふれあいタクシー利用料の一部を個人負担金として徴収したものです。

次、5行目です。国保連法人税等納税予定額不用額返還金34千円の増額補正につきましては、町が福岡県国民健康保険団体連合会へ支払っている審査支払手数料の積立事業の精算により、返還となったものです。

次の6行目、過年度総合支援医療費返納金542千円の増額につきましては、平成26年6月

に実施されました会計検査の結果、高額医療と更生医療の過誤調整が行われ、返納となったものです。

歳入は以上です。

続きまして、歳出について御説明いたします。

予算書26ページをごらんください。

3款1項1目．社会福祉総務費です。説明欄をごらんください。2つ目の二重丸ですが、保健・福祉センター指定管理費の13節．委託料652千円の増額につきましては、大寒波の影響で、保健・福祉センターの給排水設備等の修繕が必要となったためです。

次の二重丸、障害福祉費、13節．委託料648千円の減額につきましては、社会保障税番号制度システム改修委託料が不要となったためです。

続いて、臨時福祉・子育て世帯臨時特例給付金事業、23節．償還金、利子及び割引料の1,610千円の増額につきましては、過年度分国庫支出金精算返納金になります。

次の臨時福祉給付金事業64,367千円の増額補正につきましては、平成27年度、国会における補正予算の成立を受け、低所得の65歳以上の高齢者を対象とした年金生活者等支援臨時給付金の支給のための経費となります。

次に、27ページ、3款1項3目．老人福祉費です。説明欄をごらんください。説明欄の2つ目、高齢者福祉事業費1,100千円の減額補正は、養護老人ホーム措置費の精算見込みによるものです。

次の介護保険事業費12,613千円の減額補正につきましては、福岡県介護保険広域連合負担金の額確定によるものです。

次の二重丸で、介護保険事業職員人件費の725千円の減額補正につきましては、嘱託職員賃金不用額の減額となります。

次に、一番下の地域支援事業費1,670千円の減額補正につきましては、次の28ページになりますけれども、配食サービス事業、高齢者安心コール事業の実績見込みによる減額になります。

続いて、29ページをお願いいたします。

3款2項1目．児童福祉総務費、右の説明の欄、子育て支援事業費2,380千円の減額補正は、当初雇用予定の嘱託職員を臨時職員として雇用したことによります決算見込みによるものです。共済費及び賃金を減額するものです。

次の特別保育事業費、19節．負担金補助及び交付金の1,518千円の増額補正につきましては、内訳は次のとおりです。乳幼児健康支援一時預かり事業負担金540千円の増額、一時保育促進事業補助金126千円の増額、延長保育促進事業補助金93千円の減額、障害児保育事業費補助金の945千円の増額で、いずれも実績見込みにより補正をお願いするものです。

次の二重丸、児童手当措置事務費75千円の減額補正ですが、これは封筒の印刷製本費残によるものです。

次の児童福祉諸費324千円の増額補正は、歳入でもありましたように、子ども・子育て支援システムの改修委託料になります。

次に、29ページの下欄、3款2項2目．児童措置費、私立保育所運営費3,084千円の増額補正は、運営費の年間見込み額によるものです。

以上で福祉課関連の説明を終わります。どうぞよろしくお願いたします。

**○議長（野村泰也）**

環境衛生課長。

**○環境衛生課長（野田 稔）**

環境衛生課関係の補正予算について説明いたします。

歳入について説明いたします。

予算書11ページをお願いいたします。

14款2項2目．衛生費国庫補助金のうち、浄化槽設置整備事業国庫補助金の確定により、3,617千円を減額補正するものです。

12ページ中段をお願いいたします。

15款2項3目．衛生費県補助金6,094千円の減額補正につきましては、浄化槽設置整備事業県補助金の確定により減額するものです。

13ページをお願いします。

16款1項2目．利子及び配当金のうち、説明欄6行目、広川町最終処分場対策基金利子の確定見込みにより、32千円を増額補正するものです。

歳出について説明いたします。

31ページをお願いいたします。

4款1項3目．環境衛生費18,280千円の減額補正につきましては、浄化槽設置整備事業国庫対象補助金を減額するものです。

4款1項6目．水道事業費3,700千円の減額補正につきましては、県南広域水道企業団実施の対象事業費確定により、出資金を減額するものです。

4款2項1目．清掃総務費32千円の増額補正につきましては、広川町最終処分場対策基金利子の確定による地元対策費及び地元対策基金積立金を増額するものです。

35ページ中段をお願いいたします。

7款5項1目．公共下水道事業費42千円の減額補正につきましては、下水道事業特別会計人件費の補正による繰出金を減額するものです。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

**○議長（野村泰也）**

産業振興課長。

**○産業振興課長（酒井和哉）**

産業振興課関係の補正予算について説明いたします。

歳入ですが、10ページをお願いします。上段です。

12款1項2目．農林水産業費分担金202千円の増額につきましては、県営事業等の確定に伴うものでございます。

続いて、12ページをお願いいたします。

15款2項4目．農林水産業費県補助金5,489千円の減額につきましては、園芸農業等総合対策事業補助金の確定による減額及び一條地区に新たに設立した法人に伴い、機構集積協力金等の増額でございます。

次に、13ページをお願いいたします。

16款1項2目．利子及び配当金のうち、産業振興課分につきましては、説明欄真ん中付近の中山間ふるさと水と土保全基金利子確定に伴う8千円の増額でございます。

続きまして、歳出について御説明いたします。

32ページをお願いいたします。

5款1項3目．農業振興費5,488千円の減額につきましては、歳入で説明しましたとおり、園芸農業等総合対策事業補助金の確定による減額及び一條地区に新たに設立した法人に伴い、機構集積協力金等の増額であります。

次に、5目．農地費899千円の増額につきましては、県営事業費の確定に伴う負担金の増額でございます。

次に、33ページをお願いいたします。

5款2項2目．林業振興費415千円の増額につきましては、八女森林組合が加速化事業にて整備を行いました車両及び附属機器に対する補助金でございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

**○議長（野村泰也）**

建設課長。

**○建設課長（竹下勝博）**

まずは歳入です。

予算書11ページをお願いします。

14款2項3目．土木費国庫補助金は、木造住宅耐震改修7件分であり、社会資本整備総合交付金1,050千円を減額しております。

次、12ページです。

15款2項8目．土木費県補助金につきましても、福岡県木造戸建住宅耐震改修促進事業補助金7件分、2,100千円を減額しております。

歳入は以上です。

次、歳出です。

予算書34ページをお願いします。上段でございます。

7款1項1目．土木総務費は、4,340千円を減額しておりまして、内訳は、土木管理担当職員人件費140千円減額のほか、木造戸建住宅耐震改修補助金7件分として、実績に基づいて4,200千円を減額しております。

下段でございます。

7款1項3目．道路新設改良費は、財源組み替えによるものでございます。

次は、35ページの上段をお願いします。

7款4項1目．都市計画費は、財源組み替えによるものでございます。

次の2目．公園費は、竜光寺公園電気設備改修設計委託料966千円をお願いしております。球場ナイター照明設備に関するものでございまして、安定器及びボルトなどの交換工事を新年度に予定しておりまして、早期に発注するためのものでございます。

次は、40ページの上段でございます。

10款2項1目．公共土木施設災害復旧費は、財源組み替えによるものでございます。

建設課に関する補正予算は、以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（野村泰也）

教育次長。

○教育委員会事務局次長（山下俊子）

教育委員会関連について説明いたします。

10ページをお願いいたします。歳入です。

中段の14款1項5目．教育費国庫負担金9,191千円の増額につきましては、下広川小学校校舎改築事業に伴います施設整備費国庫負担金の交付決定によるものです。

11ページをお願いいたします。

2項4目．教育費国庫補助金2,141千円の増額は、幼稚園就園者に対します奨励費補助金の増額で、実績によります交付額の内示によるものです。

13ページをお願いいたします。

16款1項2目．利子及び配当金2,415千円のうち、教育委員会分で説明欄、上から3段目です。鶴寿奨学会基金16千円、それから、下から4段目の学校建設基金185千円の増額につきましては、利息の確定によるものです。

次、歳出です。

37ページをお願いいたします。中段からです。

9款1項2目．事務局費2千円の増額につきましては、人件費の補正と事務局費で学校建設基金積立金183千円及び育英事業費で学校図書備品購入費18千円の増額で、歳入で説明いたしました基金利息の増額によるものです。

次のページ、38ページ、2項1目．学校管理費1,917千円の増額の主なものは、小学校施設管理費で、中広川小学校の暗幕カーテンの電動開閉が故障いたしまして、緊急に修理と暗幕の取りかえを行う必要が生じたので、1,167千円の増額補正をお願いするものです。

小学校管理物品費の備品購入費1,273千円の増額につきましては、4月からの新学期に向けて、児童用の机、椅子を補充するものです。

小学校保健体育事業費は、健康診査等の実績によりまして、453千円を減額しております。

3目．学校建設費5,385千円の減額補正につきましては、下広川小学校校舎改築に伴います備品購入及び上広川小学校の屋内運動場天井撤去工事の入札によります残額の減額補正です。

次のページ、39ページをお願いいたします。

3項1目、中学校管理費232千円の増額の主なものは、小学校と同じく、4月からの新学期に向けて、生徒用の机、椅子を補充するために256千円の増額補正をお願いするものです。

2目の教育振興費89千円の増額は、八女中部地区中学校補導会の廃止による負担金の減額と生徒出演出場補助金117千円の増額は、部活動での相撲及び陸上が全国大会に出場しましたので、不足分の増額補正をお願いするものです。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくをお願いいたします。

**○議長（野村泰也）**

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。7番梅本哲君。

**○7番（梅本 哲）**

3点お尋ねをいたします。

まず、1点目は、18ページの2款1項3目、財政管理費のほうですけど、委託料で2,439千円の減額ですが、当初予算に対して、随分金額が高く、マイナスになっておるけど、これは内容の変更か何かあったのかどうかという点が第1点ですね。

それから、2つ目は、次の19ページでございますけど、19ページの上から5行目の特別負担金というのがありますね、一般退職者の。これは、特別負担金というのはどういうふうなものか、ちょっと私もよくわかりませんので、どうしてこういう特別負担金というものがあるのかということをお願いしたいということ。

それから、最後になりますけど、21ページの13節、情報管理費のほうですけど、これが36,000千円ですね、社会保障システム関係で。これは、国の事業を活用するためという説明がございましたけど、本来、町のほうで対応すべき事業だったというのは理解できますが、前倒しで本年度に実施するようになったのかどうかということをお願いいたします、理由としては国の事業を活用できるからということで、前倒しの理由についてはそういうことかなというふうには理解できますけど、その3点について説明をお願いいたします。

**○議長（野村泰也）**

総務課長。

**○総務課長（藤島弘義）**

まず、18ページの財政諸費の委託料、公共施設等総合管理計画の委託料分ですけれども、

これは委託業者選定の際の入札による減額でございます。で、これも27年度と28年度、2カ年にわたって行う事業なんですけれども、27年度分が全体の事業量の中で割合が少なかったということで、その分、減額が大きくなっておるということでございます。

それから、21ページの情報管理費の社会保障・税番号制度システム改修等事業ですけれども、これはもう御承知のとおり、国のほうが厚生労働省の情報漏洩問題等から、地方公共団体の税情報セキュリティー強化対策をするということで、27年の補正予算で追加の事業を行うということになりまして、その事業を27年度補正で予算を組むことによって、その補助事業の対象としますよというものがございます。それを活用するために、27年度補正で上げさせていただいて、事業そのものは28年度へ、予算そのものは繰り越して実施をするという形になります。

以上でございます。

○議長（野村泰也）

政策調整課長。

○政策調整課長（丸山信夫）

19ページの一般職退職手当組合特別負担金についてでございますけれども、この特別負担金は、勸奨退職者3名に係る特別負担金で、勸奨退職者につきましては、普通退職者に比べて、定年までの年数によって割り増しがあります。その分の負担金でございます。

以上でございます。

○議長（野村泰也）

ほかにありませんか。5番池尻浩一君。

○5番（池尻浩一）

36ページ、8款1項3目のデジタル防災行政無線の件ですけれども、先ほど議案第3号でも確定して、こっちが設計が済んだと。で、防災行政無線のデジタル化に関しては、音質の向上と同時にスピーカーの改修、また、配置によって音声が届きにくい、聞き取りにくいといった点の地域の見直しというものもあったかと思っておりますけれども、その点、もう完全にされたんでしょうか。

○議長（野村泰也）

協働推進課長。

○協働推進課長（丸山英明）

今度の防災行政無線のデジタル化に向けた設計は終わっております。それで、難視聴地域についても電波調査をしておりますので、今回、今までの施設から、子局のほうを一地区に1つ増設する計画となっております。

それと、あとはスピーカーについても、その向きの検討なり、それから、新しい機種のもも出ておりますので、そういった部分で対処していきたいと考えております。

以上です。

**○議長（野村泰也）**

ほかにありませんか。11番佐々木四十臣君。

**○11番（佐々木四十臣）**

2点お尋ねします。

まず、22ページ、歳出です。

2款3項1目の19節で、通知カード・個人番号カード関連事務費と、ここで、補正額トータルで3,596千円上がっているわけですが、負担金、補助及び交付金の中で3,300千円計上されています。増額されています。

いわゆる住基カード、これは今までのところ、通知カードが来た、そして、配達不能のところの分が結局、役場等に回ってきたのではないかなと思うんですね。そういうことに係る事務費がこんなにかかったということでしょうか。

そして、結局、個人番号カードそのものは、実際、発給ですね、大体1月1日からという話になっておったわけですがけれども、現実問題としてはどのような進捗状況にあるんでしょうか。

**○議長（野村泰也）**

住民課長。

**○住民課長（藤島達也）**

この通知カード・個人番号カード関連事務費ということで、こちらの人件費とか、そういうものがふえてきておりますのと、あと、関連関連で、顔認証の機械だとか、そういうシステムが、後からこういうのを購入しなさいとか、そういうのがその都度その都度年度途中でいろいろ決まってきましたので、そういうふうなものが入っております。

それと、あと、個人番号カードでございますが、まだ個人番号カードが国から広川町にあまり届いていないという状況で、広川町全体としては800の方が申し込んでおられます

が、ちょっと数は忘れましたが、まだそんな大変な、いっぱい来ていませんので、今、町に来ておるのに対しては、個人に、届いておりますので取りに来てくださいという通知をして、取りに来ていただいております状況でございます。

以上です。

○議長（野村泰也）

11番佐々木四十臣君。

○11番（佐々木四十臣）

今、800件ぐらいの申し込みがあったと。申し込みは全部把握できておるわけですね。通知カードは直接写真を添えて、返信封筒が入っておったですよ。だから、あれは役場に出すことにはなっとらんやったですよ。それでも把握はできている。そして、そんなら今現在、わずかですけど届き始めたということで、何月申請ぐらいの分が今届き始めたんですか。

○議長（野村泰也）

住民課長。

○住民課長（藤島達也）

正確な数は801ということで、国のほうから、広川町はどれだけ今申請してありますよということで数が来ますので、その辺はその数で把握できております。

大体、通知カードが10月5日からという話でしたけど、広川町自体が通知カードが遅かったということもありまして、今、届いているのが、通知カードが来て、すぐ申請した方ぐらいが、今やっと届いている状態です。

数は、後でまた報告させていただきます。よろしくをお願いします。

○議長（野村泰也）

11番佐々木四十臣君。

○11番（佐々木四十臣）

あと1件お尋ねします。

35ページになります。7款4項2目13節で、建設課関連で説明がありました公園費、竜光寺公園の電気設備改修設計委託料というところですが、これは途中で、たしか去年の秋ごろ、竜光寺公園の電球の球切れという問題があって、どこがそれは補償するのかというふうなことが議論されたことがあるんですが、それとの関連はないんですか。

○議長（野村泰也）

建設課長。

○建設課長（竹下勝博）

昨年途中、最高7球でしたか、切れたままという状態が若干続いたということで、それはすぐ指定管理者による調査をしまして、そして、それはもうすぐ電球の交換をしております。

ただ、今回のものは全体の、ナイターが6灯ございます。その1灯に12球ついているわけですね。その球ごとに安定器がついているわけでございます。専門家によつての判断で、老朽化ということで更新せざるを得なくなつてきているので、今回、電波障害との関連も若干ございますので、そういう措置をとるものでございます。

以上です。

○議長（野村泰也）

11番佐々木四十臣君。

○11番（佐々木四十臣）

関連です。

これはもう、そしたら電気関係だけに特化されたものですね、きょう提案されている部分は。そうすると、前からこれも竜光寺公園の問題で、いわゆるフェンスの破れとか相当ありましたけど、そういうものについては、今回は対応は考えていないということですね。

○議長（野村泰也）

建設課長。

○建設課長（竹下勝博）

今回補正をお願いしているのは、ナイターに関する電気設備のみでございます。あと、ほかのものは当初予算にて説明を予定しております。

○議長（野村泰也）

ほかにはありませんか。12番江藤龍彦君。

○12番（江藤龍彦）

5ページと6ページについて質問いたします。

5ページの繰越明許費ですが、先ほどからの質問で、総務費とか民生費のところは大体わかつたんですが、土木費関係の繰越明許というのが、なぜ繰り越しになったのか、その理由をお聞かせ願いたいと思います。

それから、次に6ページですが、大山ダムの建設負担金というのが新年度から20年間続く

ようですが、これは、27年度までの負担金というのはなかったのかどうか、伺いたいと思います。

それと、その下、変更の部分で、公立八女病院の関係と消防組合の関係が出ております。病院では借入予定額2億円、医療機器とかの整備と書いてありますが、どんな内容のものかと、同じように消防組合の借入予定額425,600千円についてはどのような起債事業なのか、伺いたいと思います。

**○議長（野村泰也）**

建設課長。

**○建設課長（竹下勝博）**

今、5ページの繰越明許費についての御質問でした。

まず、土木費の道路橋梁費の交通安全施設費につきましては、照明灯の分でございます、地元との調整、いわゆる町道に歩道を設置している分の照明灯でございますので、これについても土木工事のほうは先行して、照明灯については、そういうことで検討にちょっと時間がかかり、繰り越しをお願いしているという部分と、狹隘道路整備等の4,000千円につきましても、長延の分でございますけど、今、用地費が終わって、調整に若干時間がかかりましたので、工事費について繰り越しをお願いしているということ、それと、防災安全交付金事業につきましては、主に今、工事を行っています福島高校の裏から上り口の吉田線、あそこの増永橋を拡幅しておりますので、それが主なものでございます。大体、5月、6月ぐらいまでかかる予定でございます。

それと、公園整備事業については、竜光寺公園の、今、説明しました966千円の分と合わせた運動公園基本構想の委託費を繰り越しまして、28年度分と合わせて委託事業にて実施するものでございます。

以上でございます。

**○議長（野村泰也）**

環境衛生課長。

**○環境衛生課長（野田 稔）**

御質問の債務負担行為の大山ダム建設負担金の関連の回答ですけど、28年からになっているけど、その前はなかったのかという質問、たしか28年以前からございまして、財政当局のほうで債務負担行為を上げておくべきだということで、今回、新たに追加をさせていただき

ました。

以上です。

**○議長（野村泰也）**

総務課長。

**○総務課長（藤島弘義）**

6ページの債務負担行為の変更の分で、公立病院の負担行為の内容ということの御質問だと思うんですけども、その医療機器がどういったものかというところについては、ただいま手元に資料を持っておりませんので、後ほど調べまして御報告をさせていただきたいと思えます。

今回、変更内容については、予定額のところを入れておったものを、金額が確定していないので省いているという変更でございます。

それから、消防組合のほうについては、字句の間違いと、年数が28年から32年に期間がなっていたものを、28年から37年の10年間に変更したものでございまして、こちらにつきましても、施設整備事業の内容について、今ちょっと手元に資料を持っておりませんので、後ほど御報告をさせていただきたいと思えます。

**○議長（野村泰也）**

12番江藤龍彦君。

**○12番（江藤龍彦）**

わかりましたら、よろしくをお願いします。

次に、歳入のほうで13ページですけれども、さまざまな基金の利子が補正をされております。基金の管理については、有利なところで運用しなければならないというように理解をしておりますが、減債基金の利子だけが減額補正をされております。この理由をお知らせしたいんですが、次の16款のところでは国債の売却収入ということで、これも何か減債基金の関係ということで、今、説明があったと思えますが、これとの関連と申しますか、どういうことでその利子減ということになったのかという説明をお願いします。

それと、同じところで教育委員会関係ですが、2つあったと思えます。鶴寿奨学金の利子、それから、学校建設基金の利子、この2つが歳入のほうでどのように対応しているのかと、ちょっと数字が微妙に歳出とずれておるので、ここの理由が何かあるのか、伺いたいと思えます。

○議長（野村泰也）

総務課長。

○総務課長（藤島弘義）

まず、減債基金の利子の分なんですけれども、これは財政調整基金と減債基金を組み替えまして、財政調整基金を途中解約しまして、地方債の購入をしております。で、その際に、普通預金のほうから購入したほうがよいというふうに、有利なほうに持っていきたいということで組み替えの判断をいたしましたので、内容的には、こちらの減債基金の利子が減少したというような形になっております。

以上です。

○議長（野村泰也）

教育次長。

○教育委員会事務局次長（山下俊子）

歳入での利子及び配当金のところの鶴寿奨学会基金利子が16千円の歳入に対して、歳出が18千円になっています。この理由は、この利息を各小・中学校の図書費に充てておりますので、4校で割りますから、端数分を一般財源継ぎ足しということで歳出に上げております。

それから、学校建設基金の積立金につきまして、185千円の歳入に対して183千円なんですけど、これはちょっと財政からの数字をもらっていますので、確認して、後ほど回答ということよろしいでしょうか。

○議長（野村泰也）

12番江藤龍彦君。

○12番（江藤龍彦）

ちょっと今の総務課の説明で、ますますわからんごとなりましたが、追加の説明があればよろしく願いいたします。国債の関係とかですね。

それから、もう1点ですが、14ページのところで、20款の諸収入の雑入ですが、外出支援サービス個人負担金というのが、ふれあいタクシーの関係で増額になったというふうな説明だったと思いますが、これは個人の方の負担がふえたことになるのかどうか。町の外出支援サービス事業の実施規程によりますと、利用料が1乗車当たり100円というふうになっておると思いますが、この制度はもう全部なくして、ふれあいタクシーのほうに移るのかどうか、そうすれば、利用者の負担が重くなるということになりますが、この点はいかがですか。

○議長（野村泰也）

福祉課長。

○福祉課長（坂本幸枝）

外出支援サービスの個人負担金の件ですけれども、これにつきましては、27年度当初予算ですが、これは貯筋体操教室への送迎について、当初、バスの借り上げ料としておりましたけれども、これにつきましてふれあいタクシーを使うというところで、当初上げておりませんでしたけれども、このバスの借り上げ料のかわりにふれあいタクシーを使うということによりまして、個人負担金が100円というところですので、これそのものが値上がりするとか、そういうことではありませんので、借り上げ料からふれあいタクシーに変わったというところでの増額ということになります。

以上です。

○議長（野村泰也）

総務課長。

○総務課長（藤島弘義）

先ほど江藤議員の質問の追加説明ですけれども、幾つか基金を組み替えておりますのであれなんですけれども、減債基金を国債の購入のほうに組み替えをしたということで、減債基金の預金の分が途中解約というような形になっておりますので、その分の利息が減少をしたということでございます。

以上です。

○議長（野村泰也）

ほかにはありませんか。6番原野利男君。

○6番（原野利男）

1点だけお尋ねします。

30ページの予防接種委託料ですけど、10,723千円の減、それから、どのような接種だったのか、お尋ねします。

○議長（野村泰也）

住民課長。

○住民課長（藤島達也）

予防接種委託料につきましては、10,723千円の減ということでございますが、こちらは子

供とか乳幼児、あと高齢者の予防接種の委託料でございますが、予定していた人数より少なかったということで、大幅に減額することになりましたので、今後、もう少し啓発といいますか、ちゃんと予防接種の必要な方には通知でずっと出しているんですけど、少なかったということになります。

以上です。

○議長（野村泰也）

6 番原野利男君。

○6 番（原野利男）

どのような接種ですか。それが何人ぐらい減ったのですか。

○議長（野村泰也）

住民課長。

○住民課長（藤島達也）

予防接種で、子供にしますと、4種混合、2種混合、日本脳炎、麻疹風疹、BCGとか、あとポリオとか、ヒブ、肺炎球菌とか、水痘とか、こういうふうな予防接種になります。高齢者につきましては、高齢者肺炎球菌と、あと高齢者のインフルエンザのような予防接種になっております。

昨年との比較がちょっと、資料を持ち合わせておりませんので、後でまたお知らせしたいと思います。

○議長（野村泰也）

ほかにはありませんか。3 番川島忠孝君。

○3 番（川島忠孝）

用語の説明をお願いいたします。

19ページ、企画費の説明のところの上から5行目、一般退職手当組合というふうに書いてありますが、その組合というのはどういう性格の組織なのか、それと、一般負担金と特別負担金とか、区別があるのかどうかですね、ちょっと私、勉強不足でわかりませんので、わかる範囲で御説明をお願いします。

○議長（野村泰也）

政策調整課長。

○政策調整課長（丸山信夫）

先ほどの質問と同じものなんですけれども、一般退職手当組合特別負担金のところでよろしいですかね。（発言する者あり）

構成市町村で退職手当組合をつくりまして、その退職手当組合のほうから職員の退職手当金が出ます。その組織です。

で、この特別負担金というのは、先ほど申しましたように、勸奨退職者の、今回は3名いますけれども、その3名に係る特別負担金で、普通退職と比べて、定年までの年数によって割り増しますので、その分の負担金です。通常の負担金というのは、毎年支払いをしております。

以上でございます。

○議長（野村泰也）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第20号 平成27年度広川町一般会計補正予算（第4号）についてを採決します。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午後2時9分 休憩

午後2時18分 再開

○議長（野村泰也）

休憩前に引き続き会議を開きます。

## 日程第23 議案第21号

### ○議長（野村泰也）

日程第23. 議案第21号 平成27年度広川町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

### ○町長（渡邊元喜）

議案第21号 平成27年度広川町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

予算書1ページをお願いします。

今回の補正予算は、第1条第1項のとおり、既定の予算総額に歳入歳出予算それぞれ14,270千円を減額し、予算総額3,015,625千円とするものです。

予算書2ページをお願いします。

歳入補正予算について御説明いたします。

4款1項. 国庫負担金については、療養給付費等負担金の10,204千円の増額など、9,503千円を増額計上しております。

5款1項. 療養給付費等交付金は、退職被保険者等交付金の減により、59,306千円を減額計上しております。

7款1項. 県負担金は700千円を減額し、10款. 繰入金は、保険基盤安定繰入金の増額などにより、31,725千円を増額計上しています。

12款4項. 雑入につきましては、4,508千円を増額計上しています。

予算書3ページをお願いします。

歳出補正予算について御説明いたします。

1款1項. 総務管理費につきましては、職員人件費1,594千円を減額計上しております。

2款1項. 療養諸費は、一般被保険者療養給付費の増などを見込んで、42,557千円を増額し、2項. 高額療養費は6,359千円を減額計上しております。

3款1項. 後期高齢者支援金等は259千円の増額、5款1項. 老人保健拠出金は、予算の増減はございませんが、財源組み替えを行っております。

6款1項. 介護納付金及び7款1項. 共同事業拠出金につきましては、事業費確定によるもので、それぞれ21,452千円、9,129千円を減額計上しております。

8款1項. 特定健康診査等事業費は403千円の減額で、11款1項. 償還金及び還付加算金は、前年度の療養給付費等負担金精算返納金を25,676千円増額計上しております。

なお、12款. 予備費につきましては、歳入歳出差額43,825千円を減額計上しております。詳細につきましては、担当課長が説明いたします。

御審議の上、御決定賜りますよう、よろしく願いいたします。

**○議長（野村泰也）**

住民課長。

**○住民課長（藤島達也）**

議案第21号 平成27年度広川町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について説明をいたします。

予算書6ページをお願いいたします。

歳入でございます。

4款1項1目. 療養給付費等負担金、1節. 現年度分10,204千円の増額でございます。交付決定によるものでございます。医療給付費負担金14,297千円の増、老人保健医療費拠出金負担金3千円の減、介護納付金負担金6,865千円の減、後期高齢者支援金負担金2,775千円の増額でございます。

2目1節. 高額医療費共同事業負担金585千円の減額は、交付決定によるものでございます。

3目. 特定健康診査等負担金116千円の減額でございます。1節. 特定健康診査等負担金162千円の減額、2節. 過年度特定健康診査等負担金46千円の増額でございます。交付決定によるものでございます。

5款1項1目. 療養給付費交付金59,306千円の減額は、退職被保険者等交付金の交付決定によるものでございます。退職被保険者が減ったことによるものでございます。

7款1項1目. 共同事業県負担金585千円の減額は、歳出の高額医療費共同事業拠出金の決定によるものでございます。

2目. 特定健康診査等負担金115千円の減額は、特定健康診査等県負担金の交付決定によるものでございます。

7ページをお願いいたします。

10款1項1目. 一般会計繰入金31,725千円の増額は、繰入金の確定によるものでございま

す。1節. 保険基盤安定繰入金27,160千円の増、4節. 財政安定化支援事業繰入金4,565千円の増額となります。

12款4項2目. 一般被保険者第三者納付金1,268千円の増額は、納付金の決定によるものでございます。

4目. 一般被保険者返納金3,240千円の増額は、返納金の決定によるものでございます。

続きまして、歳出の説明を申し上げます。

8ページをお願いいたします。

1款1項1目. 一般管理費1,594千円の減額は、国民健康保険担当職員の人件費の減額でございませう。

2款1項1目. 一般被保険者療養給付費53,629千円の増額は、医療費が伸びており、増額するものでございませう。

2目. 退職被保険者等療養給付費11,072千円の減額は、退職被保険者の減少に伴う減額でございませう。

9ページをお願いします。

2款2項1目. 一般被保険者高額療養費9,141千円の増額は、高額な医療費が増加したことによるものです。

2目. 退職被保険者等高額療養費15,500千円を減額するものでございませう。

3款1項1目. 後期高齢者支援金259千円の増額は、社会保険診療報酬支払基金支払い決定によるものでございませう。

5款1項1目. 老人保健医療費拠出金は、財源組み替えによるものでございませう。

続きまして、10ページをお願いします。

6款1項1目. 介護納付金21,452千円の減額は、支払基金からの支払い決定額に伴うものでございませう。

7款1項1目. 高額医療費共同事業拠出金2,338千円の減額は、国保連合会からの支払い決定額に伴うものでございませう。

2目. 保険財政共同安定化事業拠出金6,791千円の減額は、拠出金の確定によるものでございませう。

8款1項1目. 特定健康診査等事業費403千円の減額は、7節. 嘱託職員の賃金510千円の減額、また、23節. 償還金、利子及び割引料で、県支出金精算返納金107千円が生じること

により、増額するものでございます。

続きまして、11ページでございますが、11款1項3目．償還金25,676千円の増額は、平成26年度療養給付費等負担金の精算返納金でございます。

12款1項1目．予備費は、歳入歳出を調整するため、43,825千円を減額するものであります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

**○議長（野村泰也）**

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（野村泰也）**

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（野村泰也）**

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第21号 平成27年度広川町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてを採決します。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（野村泰也）**

異議なしと認めます。よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

#### **日程第24 議案第22号**

**○議長（野村泰也）**

日程第24．議案第22号 平成27年度広川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

**○町長（渡邊元喜）**

議案第22号 平成27年度広川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

予算書1ページをお願いします。

今回お願いいたします補正予算は、第1条第1項のとおり、既定の予算総額から歳入歳出それぞれ1,997千円を減額し、予算総額を229,635千円とするものです。

2ページをお願いします。

1款1項. 後期高齢者医療保険料について、3月までの保険料収入を見込み、1,997千円を減額し、3ページの歳出2款1項. 後期高齢者医療広域連合納付金を同額減額するものです。

以上でございます。

御審議の上、御決定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

**○議長（野村泰也）**

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（野村泰也）**

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（野村泰也）**

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第22号 平成27年度広川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（野村泰也）**

異議なしと認めます。よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

#### 日程第25 議案第23号

**○議長（野村泰也）**

日程第25. 議案第23号 平成27年度広川町下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

**○町長（渡邊元喜）**

議案第23号 平成27年度広川町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

予算書1ページをお願いします。

今回の補正予算は、第1条第1項のとおり、既定予算総額から48,136千円を減額し、予算総額を752,590千円とするもの及び第2条地方債の変更を行うものです。

予算書2ページをお願いします。

歳入について説明いたします。

1款1項. 使用料及び手数料は11,797千円を増額し、2款2項. 負担金は1,439千円を減額計上しております。

また、社会資本整備総合交付金の決定額が要望額を下回ったことにより、3款1項. 国庫補助金を32,500千円減額し、あわせて9款1項. 町債を31,000千円減額計上しております。

ほかに、6款1項. 一般会計繰入金を42千円減額、8款3項. 消費税を5,048千円増額計上しております。

3ページをお願いします。

歳出につきましては、1款1項. 総務管理費を42千円減額し、公共下水道整備事業費を減額したことを主な要因として、2款1項. 下水道事業費を39,458千円減額計上しております。

なお、歳入歳出差額につきましては、10款1項. 予備費を8,636千円減額計上しております。

詳細につきましては、担当課長が説明いたします。

御審議の上、御決定賜りますよう、よろしく願いいたします。

**○議長（野村泰也）**

環境衛生課長。

**○環境衛生課長（野田 稔）**

下水道事業特別会計補正予算について説明いたします。

まず、地方債の補正について説明いたします。

4ページをお願いいたします。

下水道事業債の確定により、流域下水道事業、公共下水道事業、それぞれの地方債の限度額を補正するものです。

歳入について説明いたします。

予算書7ページをお願いします。

1款1項1目。使用料及び手数料11,797千円の増額補正につきましては、下水道使用料及び登録等手数料の実績によるものです。

2款2項1目。負担金1,439千円の減額補正につきましては、受益者負担金の実績によるものです。

3款1項1目。公共下水道費国庫補助金32,500千円の減額補正につきましては、社会資本整備総合交付金の決定額が要望額を下回ったことによるものです。

6款1項1目。一般会計繰入金42千円の減額補正につきましては、給与に係る一般会計繰入金を減額するものです。

8ページをお願いいたします。

8款3項1目。消費税5,048千円の増額補正につきましては、前年度消費税還付金の確定によるものです。

9款1項1目。下水道事業債31,000千円の減額補正につきましては、矢部川流域下水道事業の実績による流域下水道事業債1,800千円の減額、国庫補助金に対応した公共下水道事業費の減額による公共下水道事業債29,200千円の減額によるものです。

歳出について説明いたします。

予算書9ページをお願いいたします。

1款1項1目。一般管理費42千円の減額補正につきましては、職員人件費の精算見込みによるものです。

2款1項1目。公共下水道事業費46,141千円の減額補正につきましては、汚水処理構想作成業務委託の精算による4,000千円の減額、国庫補助金決定額の減による、付随する単独分の下水道管渠工事費37,000千円の減額、矢部川流域下水道事業町負担金2,141千円の減額、物件等補償費3,000千円の減額によるものです。

2款1項2目。公共下水道維持管理費6,683千円の増額補正につきましては、下水道使用料増加に伴います矢部川流域下水道事業維持管理負担金の増額によるものです。

なお、歳入歳出予算の差額8,636千円につきましては、予備費を減額しております。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。6番原野利男君。

○6番（原野利男）

歳出の委託料、汚水処理構想作成業務とはどういうふうな業務か、それと、矢部川流域下水道事業維持管理負担金の6,683千円の増はどうか、ちょっとお尋ねします。

○議長（野村泰也）

環境衛生課長。

○環境衛生課長（野田 稔）

汚水処理構想作成業務委託のお尋ねですけれども、国、県が定めております、これから先10年、また20年先の下水道の整備のあり方を、町、各事業体を含めたところで策定を促していただいているところです。それに対しまして、広川町におきましても、これから先10年、20年先の汚水処理構想、下水道区域、それからまた、汚水を処理するほかの方法、合併浄化槽等がありますけど、そういうところを進めたほうが、より早く汚水処理がなされるというふうな計画を含めたところでの総体的な構想を練る委託でございます。

それから、次に、矢部川流域下水道事業維持管理負担金6,683千円の補正の関係ですけれども、こちらは、町のほうで下水道処理を矢部川流域のほうに流します。その流す量に対する処理量の負担金がふえたということです。下水の量がふえたということです。

以上です。

○議長（野村泰也）

ほかにはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第23号 平成27年度広川町下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてを採決します。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

#### 日程第26 議案第24号

○議長（野村泰也）

日程第26. 議案第24号 平成27年度広川町水道事業会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（渡邊元喜）

議案第24号 平成27年度広川町水道事業会計補正予算（第3号）について説明いたします。

今回お願いいたします補正予算は、3条予算収益的支出を180千円増額し、また、4条予算資本的収入を4,713千円減額、資本的支出を3,350千円減額し、予算総額を427,392千円とするものであります。

なお、補正予算の内容につきましては、担当課長が説明いたします。

御審議の上、御決定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（野村泰也）

環境衛生課長。

○環境衛生課長（野田 稔）

水道事業会計補正予算について説明いたします。

予算書2ページをお願いいたします。

3条予算収益的支出について説明いたします。

1款1項2目. 総係費180千円の増額補正につきましては、給与改正等によるものです。

4条予算収益的収入について説明いたします。

1款2項2目. 工事負担金2,000千円の減額補正につきましては、下水道事業分の水道移設工事の減によるものです。

1款4項4目. 国庫補助金2,713千円の減額補正につきましては、生活基盤施設耐震化等交付金の確定によるものです。

4条予算資本的支出について説明いたします。

1 款 1 項 5 目．総係費1,350千円の減額補正につきましては、人事異動等によるものです。

1 款 4 項 1 目．受託工事費2,000千円の減額補正につきましては、下水道事業分の水道移設受託工事の減によるものです。

なお、4 条予算の支出から収入を差し引いた差額98,151千円の不足額は、当年度分損益勘定留保資金をもって補填いたします。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第24号 平成27年度広川町水道事業会計補正予算（第3号）についてを採決します。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

#### 日程第27 選挙第8号

○議長（野村泰也）

日程第27. 選挙第8号 広川町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思えます。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（野村泰也）**

異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。

選挙管理委員会委員には、原野幸晴氏、久保田陽一氏、末次静憲氏、古澤生敏氏、以上の方を指名いたします。

お諮りします。ただいま議長が指名しました方を選挙管理委員会委員の当選人と定めることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（野村泰也）**

異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました原野幸晴氏、久保田陽一氏、末次静憲氏、古澤生敏氏、以上の方が選挙管理委員会委員に当選されました。

会議規則第32条第2項の規定により、後刻当選告知をいたしますので、御了承願います。

次に、補充員の指名を行います。

選挙管理委員会委員の補充員には、次の方を指名いたします。第1位、西村龍弘氏、第2位、古賀秀子氏、第3位、大橋貞男氏、第4位、萩尾次郎氏、以上の方を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名いたしました方を選挙管理委員会の補充員の当選人と定めることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（野村泰也）**

異議なしと認めます。よって、ただいま議長が指名しました、第1位、西村龍弘氏、第2位、古賀秀子氏、第3位、大橋貞男氏、第4位、萩尾次郎氏、以上の方が順序のとおり、選挙管理委員会委員の補充員に当選されました。

会議規則第32条第2項の規定により、後刻当選告知をいたしますので、御了承願います。

暫時休憩いたします。

午後2時50分 休憩

午後2時51分 再開

**○議長（野村泰也）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

次回は、あす午前9時30分から開議いたします。お疲れさまでございました。

午後2時52分 散会